

幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える

—諸外国の動向をふまえて—

調査部 主任研究員 池本 美香

目 次

はじめに

1. わが国の幼児教育・保育分野の政策課題
 - (1) 女性の就業促進
 - (2) 子どもの能力向上
 - (3) 所管省庁の一元化
2. 幼児教育・保育分野への株式会社参入をめぐるこれまでの議論
 - (1) 保育所の設置主体制限の撤廃（2000年）
 - (2) 子ども・子育て関連3法（2012年）
3. わが国の保育分野への株式会社参入の現状とその評価
 - (1) 認可保育所への株式会社参入の動向
 - (2) 認可外保育施設における株式会社参入の動向
 - (3) 保育所を設置・運営する株式会社の事例
 - (4) 株式会社参入による保育の量的拡大の効果
 - (5) 保育の質への影響
 - (6) 倒産のリスクの問題
 - (7) 公費の適正な使い方
4. 他の先進諸国における幼児教育・保育分野への株式会社参入の動向
 - (1) 幼児教育・保育分野への株式会社参入の類型
 - (2) アメリカ
 - (3) オランダ
 - (4) オーストラリア
 - (5) ニュージーランド
 - (6) イギリス（イングランド）
 - (7) ドイツ
 - (8) ノルウェー
 - (9) スウェーデン
 - (10) デンマーク
 - (11) フランス
5. 今後求められる政策的対応
 - (1) 保育の質の向上を図る取り組みに関する検討
 - (2) 株式会社立保育所を公的な幼児教育機関と位置付ける幼保一元化の検討
 - (3) 親協同組合保育所の可能性に関する検討

おわりに

要 約

1. わが国の幼児教育・保育政策については、急速な少子高齢化のもとで社会保障制度や経済活力維持の観点から、①女性の就業促進、②子どもの能力向上、③幼保の所管省庁の一元化が課題となっている。とりわけ、保育の量的拡大は喫緊の課題であり、国基準の保育所の待機児童数が2万5,000人とされるなか、母親の就業率をOECD諸国の平均に引き上げるためには、保育所の定員を120万人増やす必要がある。
2. 幼児教育・保育分野への株式会社の参入は、保育所の待機児童問題を背景に、2000年に認可保育所の設置主体制限が撤廃されたことにより可能となった。しかし、自治体の裁量で株式会社参入が認可されないケースがあることから、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法は、供給過剰でない限り原則認可することを自治体に求めた。これにより、今後株式会社が設置・運営する保育所の増加が見込まれる。
3. 一方、株式会社の参入をめぐるのは、幼稚園と保育所の所管の一元化を標榜した総合こども園法案が同年3月に国会に提出されたものの、学校教育への株式会社参入は認められないとの強い反対があったことなどから成立せず、幼保の所管省庁の一元化は実現しなかった。
4. 本稿では、わが国の幼児教育・保育制度の政策課題の解決に向けて、株式会社の参入はどうあるべきかについて、他の先進諸国の動向も参照しながら検討を行った。
5. まず、わが国における保育分野への株式会社参入の現状を確認すると、保育所の設置主体制限撤廃から10年あまりがたつものの、株式会社が設置・運営する認可保育所は376園で、認可保育所の1.6%、私立認可保育所の2.8%にとどまっている。しかも、自治体間の差も大きく、500人以上の待機児童を抱える名古屋市、福岡市、世田谷区、大阪市では株式会社の認可保育所が1園もない一方、待機児童を大幅に減らした横浜市では、新設の認可保育所の半数超が株式会社であり、すでに認可保育所の5園に1園が株式会社立である。待機児童解消を狙って設置主体制限が撤廃されたものの、多くの自治体では、それが活かされていない実態がある。
6. こうしたこともあり、株式会社は認可保育所より、認可外保育施設に多く参入している。東京都の認証保育所では443園が株式会社立であり、利用する子どもはおよそ1万5,000人と推計される。株式会社の参入がなければ、国基準の待機児童数2万5,000人は4万人になっていた計算となり、待機児童解消に株式会社が大きく貢献してきたことがうかがえる。保育所を設置・運営する株式会社の事例を見ると、保育を専門とする会社のほか、教育・出版系の会社、人材派遣会社、介護・家事サービス会社、乳幼児の商品を扱う会社、鉄道会社などが保有不動産の活用等の観点から参入するケースなどが見られる。
7. 株式会社は資金調達自由度が相対的に高く、他の分野を設立目的とする会社であれば、経営の効

率化、利用者のニーズへの対応、事業拡大など、既存のノウハウを保育事業に生かすことが期待できる。子ども・子育て関連3法により、自治体が株式会社参入の認可を制限しなくなれば、株式会社は保育の量的拡大に大きく貢献するものと考えられる。

8. もっとも、保育分野への株式会社参入に関しては、保育の質に関する不安や倒産のリスク、公費が経営者や株主の利益として使われることに対する批判など、検討すべき課題も多い。ただし、これらの点に関しては、株式会社に限った問題ではなく、社会福祉法人についても法人が私物化されている事例や事業存続が困難になっている事例などが報告されている。保育の量的拡大に向け、今後株式会社の参入が進むことを考えれば、保育の質や公費の適切な使い方に関して、社会福祉法人園や公立園も含めて、議論しておくことが必要である。
9. 他の先進諸国においても、近年、保育の量的拡大の要請に対して、株式会社が設置・運営する保育所が増える傾向が見られる。本論では、アメリカ、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フランスの10カ国について、幼児教育・保育分野への株式会社参入の動向、株式会社参入を巡る議論、制度的な対応を概観した。
10. 株式会社の参入には、様々なバリエーションがあり、公的な関与が極めて限定的で、一般のサービスと同じように、利用者が市場で保育サービスを購入する国もあれば、保育は公立が中心で、株式会社が参入する際には、質のチェックや保育料の上限設定など、制度的に深く関与している国もある。10カ国の株式会社参入の動向や制度上の工夫から引き出される、わが国への示唆は以下の3点である。
11. 第1に、保育の質の向上を図る取り組みに関する検討が必要である。他国では、営利企業は最低基準ぎりぎりでも運営する傾向があるとの指摘もあり、保育所の設置・運営基準を高める動きや、すべての保育所の質を外部機関が評価する仕組みを導入する国があるほか、すべての保育所に親の意向、さらには子どもの意見をふまえた運営を義務付ける動きが見られる。わが国では、保育の量的拡大に関心が集中しており、保育の質に関する議論が非常に少ないが、子どもの能力向上も重要な課題であり、また今後増加する株式会社立園に対する不安を払拭するためにも、保育の質向上に向けた制度的な検討が求められる。
12. 第2に、幼保の所管の一元化について、株式会社立保育所も公的な幼児教育機関と位置付け、文部科学省での幼保一元化を改めて検討すべきである。幼保一元化を標榜した総合こども園法案が廃案となった理由の一つに、学校教育への株式会社参入に対する教育関係者の強い反対があったが、他の先進諸国では、子どもの能力向上の観点から、学校を担当する教育関連省庁が保育所を所管する動きが強まっており、株式会社が設置・運営する施設も、公的な幼児教育機関と位置付けられている。幼稚園については現行法制上も、学校法人以外の設置が認められている。

13. 第3に、保育の量的拡大に向けては、株式会社を活用することに加え、親による協同組合方式の保育所の可能性についても検討が期待される。多くの国では、待機児童解消策の一つとして、親たちが自ら保育士を雇用して保育所を運営する方式が活用されている。親たちが設置・運営するこうした保育所では、親が保育サービスの消費者ではなく、共同生産者となることから、親の意向を反映した運営がなされ、親の満足度が高いと支持されている。
14. わが国では幼児教育・保育分野への株式会社の参入に関して、これまで単純な推進と反対の議論が多く、参入の影響についての検証は不足しており、参入に伴う懸念を払拭するために必要な政策も十分に検討されていない。保育の量的拡大と質の向上に向けて、株式会社の参入を促進しつつ、法人形態にかかわらず子どもの能力を向上させることや所管省庁を一元化するという課題に向けて、他の先進諸国の動向もふまえ、改めて政策的な検討が必要である。株式会社参入を、わが国の幼児教育・保育制度の充実につなげる方策について、議論が活発化することを期待したい。

はじめに

2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法をめぐっては、当初、幼保の制度的一元化を目指す総合子ども園法案が国会に提出されていたが、学校としての機能を持つ総合子ども園を株式会社が設置・運営することは認められないとする強い反対があったことなどから、同法案は廃案となった。しかし、その一方で、成立した子ども・子育て関連3法では、すでに株式会社の参入が認められている保育所については、設置の申請があった場合、一定の要件を満たしていれば、需給調整が必要な場合を除き原則認可することを自治体に求めており（注1）、今後、株式会社の保育所が増加する可能性が高い。このように、児童福祉施設である保育所では、株式会社を積極的に活用する動きが強まる一方で、学校である幼稚園には株式会社参入に対する強い反対があり、このことが幼稚園と保育所の制度的な一元化を阻む一因ともなっている。

そこで、本稿では、幼児教育・保育分野への株式会社参入について、改めて考えてみたい。まず、わが国の幼児教育・保育分野の政策課題を確認し、それに対してこれまで株式会社の参入に関してどのような議論がなされてきたのかを振り返る。次に、わが国における株式会社参入の現状について確認したうえで、諸外国の動向も参照しながら、幼児教育・保育分野の課題解決に向け、今後株式会社の参入に関してどのような政策的な対応が求められるのかについて検討する。

（注1）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第6条で、児童福祉法の改正内容を次のように定めている。「都道府県知事は、審査の結果、その申請が基準に適合しており、かつ、その設置者が基準に該当すると認めるときは、認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、保育所の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める必要利用定員総数に既に達しているか、又はこれを超えることになると認めるとき、認可をしないことができる。」（一部筆者省略）

1. わが国の幼児教育・保育分野の政策課題

わが国の幼児教育・保育分野にかかわる重要課題としては、①女性の就業促進、②子どもの能力向上、③所管省庁の一元化、を挙げることができる。以下、それぞれについて、わが国の現状を含め確認する。

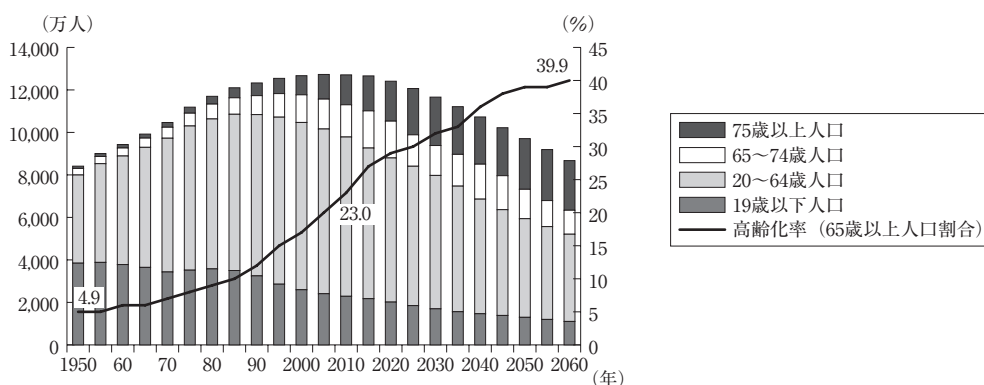
(1) 女性の就業促進

第1に、少子高齢化が急速に進むなかで、経済活力や社会保障制度を維持するためには、女性の就業率向上が喫緊の課題となっている。このため、女性の就業促進の観点から、保育の在り方を見直す必要がある。

わが国の人口動向を見ると、出生率の長期低迷により、今や世界一の少子高齢社会となっている。総人口に占める65歳以上人口の割合はすでに23.3%に達しており（2011年10月1日現在）、2060年には39.9%に達すると予測されている（図表1）。65歳以上の高齢人口と20～64歳人口の比率を見ると、1950年には高齢人口一人に対して10.0人の現役世代がいたが、2010年には2.6人になっており、2060年には現役世代1.2人で一人の高齢者を支える社会となる。

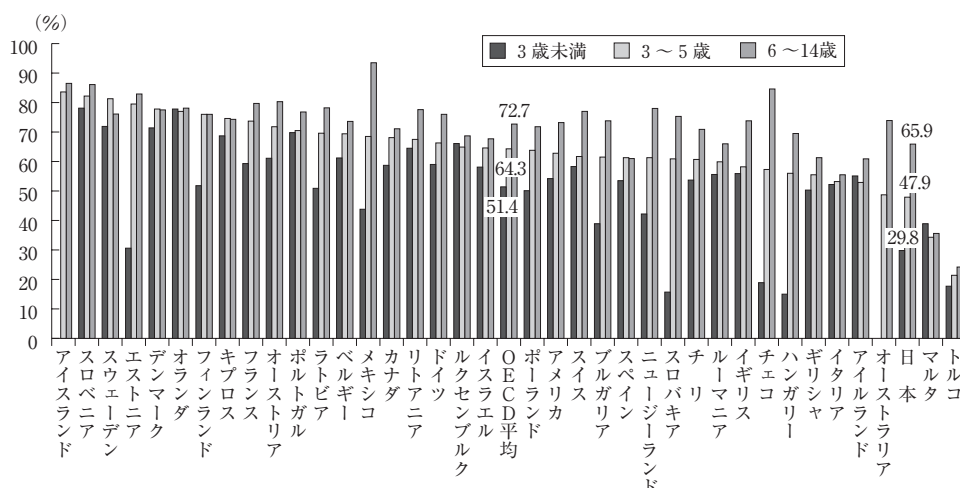
こうしたなか、女性も社会の支え手となることが期待されているが、わが国では諸外国と比較して、

(図表1) 高齢化の推移と将来推計



(資料) 2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(図表2) 母親の就業率（末子の年齢別）



(資料) OECD Family Database Chart LMF12.B
 (注) アイスランド、オーストラリアの3歳未満は不明。

母親の就業率が低くなっている（図表2）。例えば、末子が3歳未満の母親の就業率は、オランダ、デンマーク、スウェーデンでは7割を超え、OECD平均でも5割を超えているが、日本は約3割にとどまっている。幼児教育・保育分野の政策としては、喫緊の課題である女性の就業率向上の観点から、とりわけ保育の量的な拡大が求められている。

わが国の乳幼児のいる母親の就業率をOECD平均程度に引き上げるためには、120万人（注2）程度保育所の定員を増やす必要がある。2012年4月1日現在の保育所の待機児童数（国基準）は約2万5,000人とされるが、単なる国基準の待機児童解消にとどまらず、100万人規模の潜在待機児童の解消が求められているといえよう（注3）。一園当たりの人数を90人（注4）程度とすれば、120万人の潜在待機児童の解消には、約13,000カ所の保育所が必要となる。また、一施設当たりの従業者数を20人（注5）程度とすれば、保育士が約26万人必要となり、保育士不足が大きな問題となる。

(2) 子どもの能力向上

第2の課題は、幼児教育・保育分野の政策に対して、以前にも増して、子どもの能力向上への期待が高まっていることである。先の将来推計人口では、20～64歳人口は、2000年に7,873万人であったが、2060年には4,105万人にまで減少すると予測されている。出生数についても、2010年の107万人から、2020年に84万人、2030年には75万人と減少していくことが予測されている。こうした先細りの少ない現役世代人口で経済活力を維持するという観点から、現役世代一人ひとりの能力向上に期待が寄せられている。

幼児教育・保育政策を通じて、子どもの能力向上を図るには、①子どもが受ける保育の質を教育的観点から高めること、②家庭教育の充実の観点から子育て支援に取り組むこと、③保育の量的拡大等を通じて、親の就業を促進し、貧困を予防すること、などが求められている。

①については、保育所は厚生労働省所管の児童福祉施設であるという性格上、子どもの教育の充実という観点からその在り方が議論されることは少ない。小学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者の割合は55.1%（2012年度）で、保育所出身者と幼稚園出身者の比率はほぼ半々となっている。1963年に「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準じることが望ましい」との通知が出されているものの、3歳未満も含めて幼児教育の充実を図る動きは活発とはいえない。質のチェックが十分に行われておらず、第三者評価の実施率は、幼稚園で4%（公立幼稚園2%、私立幼稚園5%）、認可保育所では7.0%となっている（注6）。

保育サービスの量的拡大の要請から、保育所の面積等の基準を引き下げる動きもある。2012年4月に施行された第一次一括法（注7）では、待機児童対策の観点から、一部の地域について、一定期間、保育所の居室の床面積について、特例として、厚生労働省令で定める基準（従来の最低基準）を下回る基準を条例で定めることができるとされた。これを受け東京都や大阪市では、条例により基準が引き下げられた（注8）。

認可外保育施設が増加していることも、子どもの教育の充実という観点から見て課題がある。認可外保育施設は、施設数7,579、利用児童数186,000人（2010年度）で、10年間で施設数が30%、利用児童数が10%の増加となっている。認可外保育施設数が最も多い東京都の立ち入り検査実施状況を見ると、認証保育所で45%、その他の認可外保育施設では38%にとどまっております（注9）、立ち入り調査を受けた施設のうち、問題点を指摘された施設の割合は、認証保育所で32%、その他の認可外保育施設では76%に達している（注10）。2012年度中に報告された保育施設における死亡事故は、認可保育所6件に対して、認可外保育施設が12件であった。認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）利用児童数が約24万人と、認可保育所利用児童数約212万人の9分の1程度であることを考えれば、認可外保育施設の死亡事故発生率は認可保育所と比較してかなり高い。

②については、母子の孤立等により虐待の問題が深刻化していることから、1997年の児童福祉法の改正では、保育所の新しい役割として、地域における子育て支援が規定された。児童相談所での児童虐待相談対応件数は、2011年度に59,862件（速報値）と、10年前の2.6倍に増加している。保育所は、仕事と子育ての両立を支える機能に加え、専業主婦などの子育ての負担感を軽減するための相談・助言等の機能も備えることが求められた。2006年にスタートした認定こども園制度においては、幼稚園と保育所の

機能に加え、地域における子育て支援が必須の機能とされたが、これも家庭における子育てを支援する必要性が高まっているためである。

③については、他の先進諸国では、貧困家庭に育つ子どもは十分に能力を伸ばすことができないとの問題意識から、近年、子どもの貧困対策が重視されており、その柱として、母親の就業を支える保育の充実を図る動きがある。わが国の18歳未満の子どもの貧困率は14.2%で、OECD平均の12.6%を上回っており、1990年代半ばから2008年の変化を見ても、OECD平均では1.0%ポイントの上昇であるのに対して、わが国は2.1%ポイントの上昇となっている（注11）。子どもの能力向上の観点から、子どもの貧困を減らすためにも、保育の量的な拡大が求められている。

子どもの貧困は、子どもの福祉の観点から見て大きな問題であることに加え、社会にとっても将来の人材育成の観点から、大きな損失である。2006年の教育基本法改正では、幼児期の教育と家庭教育に関する規定（注12）が新たに設けられたところであり、幼児教育・保育政策を子どもの能力向上の観点から見直すことも重要な課題となっている。

(3) 所管省庁の一元化

第3に、幼児教育・保育政策における所管省庁の一元化も、重要な検討課題といえる。

まず、幼稚園と保育所を異なる省庁で所管している現状は、改める必要がある。小学校以上であれば、親の就労の有無によって子どもの通う施設が分かれていないが、乳幼児期については親の就労の有無により、保育所と幼稚園の二つの制度が存在し、厚生労働省と文部科学省がそれぞれ所管している。もっとも、保育所も教育施設としての側面を強めるなど、あえて幼稚園と保育所の所管を分ける必然性は薄れている。

（注2） $\{ \text{末子3歳未満母親就業率の日本とOECD平均の差}(21.6\%) \times \text{3歳未満人口}(3,158\text{千人}) \} + \{ \text{末子3～5歳母親就業率の日本とOECD平均の差}(16.4\%) \times \text{3～5歳人口}(3,206\text{千人}) \}$ により算出。人口は2011年10月1日現在。

（注3）待機児童問題については、東京都杉並区では、認可保育所の定員1,135人に対して、2,968人の応募があり、待機児童となった母親らが集団で行政不服審査法に基づく異議申し立てを区に行う動きなども報じられている（東京新聞2013年2月19日付）。

（注4）認可保育所一園当たりの利用児童数平均は91.8人（2012年4月1日現在）である。

（注5）保育所の常勤換算従事者数442,703人を、保育所数21,681で割ると、1施設当たりの従業者数は約20人となる（厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」2010年10月1日現在）。

（注6）文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成23年度間）」、全国社会福祉協議会全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書」（2008年5月）による。

（注7）地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。

（注8）ただし、都内の特例対象自治体で面積基準緩和を予定しているところはなく、大阪市も条例としては緩和されたが、現段階では旧基準のまま運営されている。第一次一括法の影響については、池本〔2012〕も参照されたい。

（注9）東京都福祉保健局「平成22年度指導検査報告書」。

（注10）指摘事項には、保育従事者が一人の時間帯がある、消防計画を作成していない、非常口の設置箇所が不適切、労働者名簿等の帳簿が整備されていないなどとなっている。

（注11）OECD Family Database CO2.2A, CO2.2B。

（注12）第10条の2では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされ、第11条では「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と規定された。

2. 幼児教育・保育分野への株式会社参入をめぐるこれまでの議論

次に、こうした幼児教育・保育分野の政策課題に対して、株式会社の参入に関してどのような議論が行われてきたのかについて振り返っておきたい。株式会社の参入が過去議論されたのは、主に、2000年の保育所の設置・運営主体の規制緩和の時期と、2012年の子ども・子育て関連3法の議論においてである。

(1) 保育所の設置主体制限の撤廃（2000年）

わが国では2000年以前には、株式会社による幼稚園および保育所の設置・運営は、原則認められていなかった。

幼稚園は、学校教育法にもとづく「学校」であり、学校教育法第2条で、学校は国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされている。ただし、幼稚園に限っては、同法附則第6条で「私立幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」とされており、学校法人立7,333園に対して、宗教法人立411園、個人立396園、その他法人（社会福祉法人、財団法人、農業協同組合）立が52園ある（2012年度）。ただし、学校法人以外の私立幼稚園は、私立学校に対する公的な補助を受けられないしくみとなっている。

保育所は、児童福祉法にもとづく「児童福祉施設」であり、保育所の設置主体については、市区町村と社会福祉法人に限定されていた（注13）。これに対して、2000年3月30日付厚生省の通知「保育所の設置認可等について」（児発第295号）により、保育所の設置主体制限が撤廃され、株式会社、NPO、学校法人など社会福祉法人以外の者が認可保育所を設置することが可能となった（注14）。設置主体制限が撤廃された背景には、保育所の待機児童問題があり、待機児童数は1997年4月に40,523人に達し、その後も3万5,000人程度で推移していた。

待機児童の解消には、設置主体を公立あるいは社会福祉法人立に限ったまま、保育所数を増やすという方法もあるなか、設置主体制限が撤廃された背景としては、第1に、公立の保育所はコストが高いという問題が指摘されていた。設置主体制限撤廃の翌年に打ち出された「待機児童ゼロ作戦」（注15）は、副題に「最小コストで最良・最大のサービスを」を掲げ、「施設の運営は民間を極力活用し、最小コストでの実現を図る」としていた。こうした観点から、公設民営型の認可保育所、保育ママ、自治体における単独施策、幼稚園における預かり保育等、コストのかからない方法が推奨された。第2に、公立の保育所ではサービスの多様化が進まないという問題が指摘されていた。延長保育実施割合が、民間保育所の62%に対して、公営保育所が17%と低いことが紹介されており（注16）、公立は利用者のニーズへの対応に消極的であるとの批判がなされた。

こうした問題意識から、保育の量的拡大は民営を中心に進められることとなったが、その際、社会福祉法人以外の株式会社等を参入させることで、より効率的な経営や利用者のニーズにあったサービスの供給が可能になるとの理由で、設置主体制限が撤廃された。

(2) 子ども・子育て関連3法（2012年）

2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法の議論では、当初、学校教育・保育および家庭におけ

る養育支援を一体的に提供する総合こども園の創設を目的とした総合こども園法案が国会に提出された。小学校就学前の子どもを対象に幼児教育・保育および子育て支援を一体的に提供する施設としては、2006年に認定こども園制度が創設されていたが、これは既存の幼稚園や保育所が他の機能を追加することで認定を受ける仕組みであり、幼保連携型の場合、幼稚園と保育所それぞれの法体系に基づく指導監督を受ける必要があるなど、事務手続きが煩雑であり、認定件数が伸び悩んでいた（注17）。

これに対して、子ども・子育て関連3法の一つとして、2012年3月に、認可や指導監督が一本化された総合こども園制度の創設を目的に総合こども園法案が国会に提出された。そのなかで総合こども園の設置主体は、「国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人」とされた。

一定の要件とは、まず参入段階において、①基準に適合する設備またはこれに要する資金および経営に必要な財産を有すること、②経営を担当する役員が必要な知識または経験を有すること、③当該法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること、とされており、運営に当たっては、総合こども園の経営に関する会計を区分することを求め（区分経理）、剰余金については、総合こども園の経営、学校または社会福祉事業の経営、保育所、幼稚園、地域型保育事業の経営のみに充てることができるとし、配当については、当該事業年度における収入の額の総額に政令で定める割合を乗じて得た額を限度とすることを求めた。

このように、総合こども園法案では、従来の株式会社参入に対する批判をふまえ、役員の社会的信望、区分経理、配当制限など、様々な条件を付して株式会社の参入が考えられていた。しかし、それにもかかわらず、学校教育への参入が認められていない株式会社が、学校教育の法体系に組み込まれる総合こども園を設置することに強い反対があり、民主・自民・公明の3党合意により、総合こども園法案は廃案となり、認定こども園法に修正が加えられた（注18）。認定こども園のうち、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみが設置できる幼保連携型認定こども園に限って、認可・指導監督の一本化と、学校および児童福祉施設としての法的位置付けが与えられた。

結局、株式会社の参入については、従来通り、保育所の制度の範囲に限定され、幼稚園や、認可・指導監督が一本化された新しい幼保連携型認定こども園への参入は認められなかった。

ただし、保育所に限ってみれば、子ども・子育て関連3法により、株式会社の参入を促進する改革が行われた。これは、2000年に保育所の設置主体制限が撤廃されたものの、株式会社の参入を認めない自治体も多く、そのことが待機児童解消の遅れにつながっているとの問題が指摘されていたためである。子ども・子育て関連3法では、①都道府県に対し、保育所設置の申請があった場合、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則として認可することを求め、②公的な補助金は、利用者が保育の必要度に関する認定を受け、その認定に応じて個人に教育・保育給付というかたちで支給することとされた。これにより、株式会社であっても、一定の基準を満たせば認可が受けられ、補助金も得られるしくみとなった。今後保育所については、株式会社の参入が進むことが予想される。

（注13）児童福祉法上に規定はなく、「保育所の設置認可等について」（昭和38年3月19日児発第271号）による。

（注14）保育所の設置主体制限が撤廃される以前にも、過去の経緯から、個人・宗教法人等が経営するものが1997年4月時点で701カ所あった。

(注15) 2001年7月6日閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」による。

(注16) 注15に同じ。

(注17) 2012年4月現在の認定件数は全国で911件である。

(注18) 総合こども園法案が廃案となった背景には、自民党に、「無理して“幼保の一元化”を進めるのではなく、幼稚園・保育所の制度を基本としつつ、それぞれの施設の特性を尊重すべき」「営利を追求する株式会社など企業の参入は、保育の質の低下や保護者の負担の増加を招く」といった考え方があったこともある（The Jimin NEWS 2012年5月24日）。

3. わが国の保育分野への株式会社参入の現状とその評価

では、今後、株式会社の保育分野への参入が活発化していくことは、わが国の幼児教育・保育分野の政策課題の解決につながるのであろうか。2000年に保育所の設置主体制限が撤廃されてから10年余りの間に、株式会社の参入はどの程度進み、どのような効果があったのか、同時にどのような問題が生じているのかを見てみたい。

(1) 認可保育所への株式会社参入の動向

2012年4月1日現在、認可保育所23,711園の設置主体の内訳を見ると、公立10,275園、社会福祉法人11,873園、社会福祉法人以外の私立認可保育所1,563園である。そのうち社会福祉法人以外の私立認可保育所の内訳は、学校法人508園、株式会社376園、宗教法人249園、財団法人143園、個人155園、NPO85園、社団法人17園、その他30園となっている。株式会社の割合は、認可保育所の1.6%、私立認可保育所の2.8%である。このほかに、公設民営のかたちで株式会社が参入しているが、厚生労働省では公設民営保育所の数について把握していない（注19）。

株式会社が設置・運営している認可保育所は、全体の1.6%と低い割合にとどまっているが、地域的な差も大きい。図表3は、待機児童数が500人以上の自治体について、株式会社が設置・運営する認可保育所数を見たものである。保育所の設置主体制限の撤廃は、待機児童の解消を狙ったものであったが、待機児童数が1,000人を超える名古屋市では、株式会社設置の認可保育所は1園もない。そのほか、福岡市、世田谷区、大阪市も、株式会社設置の認可保育所はゼロとなっている。待機児童数が前年比67.7%増となった大阪市では、2013年度より株式会社の認可保育所を設置予定と報じられているが、国レベルで設置主体制限が撤廃されても、自治体の裁量によってその効果が十分に発揮できていない実態が確認できる。

(図表3) 待機児童500人以上の自治体における株式会社設置の認可保育所数

待機児童500人以上の自治体	2012年4月の待機児童数(国基準)	待機児童数の対前年増減	認可保育所数	うち株式会社設置(認可保育所数に占める割合)
名古屋市	1,032	▲243 (▲19.1%)	306	0
福岡市	893	166 (22.8%)	185	0
札幌市	929	64 (7.4%)	218	2 (0.9%)
世田谷区	786	98 (14.2%)	109	0
大阪市	664	268 (67.7%)	388	0
川崎市	615	▲236 (▲27.7%)	203	58 (28.6%)
神戸市	531	50 (10.4%)	200	3 (1.5%)
練馬区	523	▲41 (▲7.3%)	98	14 (14.3%)
(参考) 横浜市	179	▲792 (▲81.6%)	507	106 (20.9%)

(資料) 各自治体ホームページ等を基に日本総合研究所作成

逆に、株式会社の活用で待機児童を減らしている自治体もある。川崎市や練馬区では、認可保育所に占める株式会社設置保育所の割合がそれぞれ28.6%、14.3%と、全国平均1.6%を大きく上回っている。そのほか、横浜市では、2012年4月の待機児童数が前年の971人から179人に8割以上も減少したことで注目を集めたが、待機児童数が大幅に減少した主な理由は、認可保育所の定員を40,007人から43,607人に、1年間で3,600人増やしたことにある。認可保育所数は459カ所から507カ所に48カ所増えたが、増加分の50%、24カ所は株式会社が設置・運営する保育所である。横浜市の認可保育所に占める株式会社設置・運営の保育所の割合は、2011年の17.9%から2012年に20.9%に高まっており、5園に1園は株式会社立となっている。横浜市では、2013年4月までに、さらに認可保育所を67園新設する予定だが、そのうち35園は株式会社立である。

このように自治体によって取り組みに違いが見られる背景には、国の補助金において、株式会社と社会福祉法人に差が設けられていることがある。社会福祉法人については、解散した場合の残余財産が、定款の定めにより他の社会福祉法人または国庫に帰属することとなっていることに対応して、施設整備費の4分の3が国・都道府県により補助され、残る4分の1の自己負担についても、福祉医療機構による長期・固定・低利の政策金融の恩恵がある。一方、株式会社については、残余財産は株主に帰属するため、施設整備費の補助はなく運営費のみの補助となっている。このため、自治体としては認可保育所を設置する場合、株式会社を認可すると、社会福祉法人を認可する場合と比べて国の補助金が少なくなり、保育の質が低下するという懸念が生じる。このように、自治体が株式会社の参入を規制しているとは言えず、国の補助金が社会福祉法人と株式会社でイコールフットイングになっていないことが、株式会社参入を抑制する大きな要因になっているといえる。

(2) 認可外保育施設における株式会社参入の動向

認可保育所以外の保育施設は、大きく①東京都認証保育所など、自治体独自の制度に基づき、自治体の補助を受けている保育施設（地方単独保育施策）、②従業員を主な対象とする事業所内保育施設、③その他の認可外保育施設に分けられる。厚生労働省の統計では、認可外保育施設の設置・運営主体の内訳を確認することができないが、株式会社が設置・運営している施設は、認可保育所では376園であるのに対し、認可外保育施設については、東京都認証保育所だけで443施設となっており、認可外保育施設においては、株式会社の参入が相当程度進んでいる。

①の地方単独保育施策のうち、東京都の動きを見ると、都独自の基準を満たす認可外保育施設に対して補助する認証保育所制度を2001年に新たに設け、2013年1月現在、認証保育所の数は664、定員数では22,372人に達している。664園のうち株式会社によるものが443園を占め、認証保育所の66.7%が株式会社により設置・運営されている。定員に施設比率を乗じた、株式会社による認証保育所の利用者数（推計）は14,922人で、株式会社の参入がなければ、国基準の待機児童数2万5,000人が、さらに1万5,000人増えていた計算となる。

②の事業所内保育施設は、2010年度に4,137施設、利用者数は61,000人となっており、10年間で施設数が14%、利用児童数が15%増加している。なお、事業所内保育施設利用者の75%は病院の職員のための院内保育施設利用者である。事業所内保育施設に対しては、設置費、増改築費、運営費（10年目まで）

などに対して国の助成制度がある。

③のその他の認可外保育施設は、基本的に公的な補助金を受けずに、利用者の保育料によって運営されているものである。

(3) 保育所を設置・運営する株式会社の事例

図表4は、首都圏を中心に、認可保育所や地方単独保育施策に基づく保育所を比較的多く設置・運営している株式会社の事例である。保育所の設置・運営に参入している株式会社は、保育を専門にしている会社のほか、教育・出版系の会社、人材派遣会社が保育士の派遣とあわせて保育所を設置・運営する

(図表4) 認可保育所・地方単独保育施策に基づく保育所を設置・運営する株式会社の事例

会社名	会社の類型	認可保育所 (公設民営 含む)	地方単独 保育施策	保育所名称
㈱日本保育サービス	保育	82	33	アスク
㈱サクセスアカデミー	教育・出版	29	5	にじいろ
㈱小学館集英社プロダクション	教育・出版	23	14	—
㈱ベネッセスタイルケア	教育・出版	21	3	ベネッセチャイルドケアセンター
㈱コピーアンドアソシエイツ	保育	15	0	コピープリスクール
㈱グローバルキッズ	保育	13	16	グローバルキッズ
㈱ポピンズ	保育	11	30	ポピンズナーサリースクール
アートチャイルドケア㈱	その他(引越し)	8	11	アートチャイルドケア
ピジョンハーツ㈱	子ども用品	7	2	ピジョンランド
長谷川興産㈱	家事	5	1	太陽の子
テンプスタッフ・ウィッシュ㈱	人材派遣	5	0	のぞみ
ライフサポート㈱	介護	3	17	ゆらりん
コンビウィズ㈱	子ども用品	3	12	—
㈱プロケア	教育・出版	3	8	ちゃいれっく
㈱アンジェリカ	保育	3	7	アンジェリカ
㈱ファン・ファクトリー	保育	2	5	トイボックス
㈱パソナフォスター	人材派遣	2	4	エデュケアセンター
㈱学研ココファン・ナーサリー	教育・出版	2	2	ココファン・ナーサリー、学研こども園
㈱日本教育クリエイト	教育・出版	1	17	三幸グループほけっとランド
㈱ピノコーポレーション	保育	1	14	ピノキオ幼児舎
㈱ネス・コーポレーション	保育	1	10	ナーサリールーム ベリーベア
㈱モード・プランニング・ジャパン	人材派遣	1	9	雲母保育園
㈱小田急ライフソシエ	鉄道	1	8	小田急ムック
東京リビングサービス㈱	その他(福利厚生)	1	6	さわやか
中央出版㈱	教育・出版	1	1	アイン
㈱アルコバレーノ	その他(コンサルティング)	0	18	保育ルームフェリーチェ
㈱マミーズエンジェル	保育	0	11	マミーズエンジェル
㈱タスク・フォース	保育	0	8	ポポラー
㈱テノコーポレーション	その他(コンサルティング)	0	8	ほっぺるランド
㈱ニチイ学館	介護	0	7	ニチイキッズ、ニチイアイリスキッズ
ビーフェア㈱	保育	0	7	こども愛々(一部)
㈱京王子育てサポート	鉄道	0	6	京王キッズブラッ
㈱マミーズファミリー	保育	0	6	あおぞら園
㈱フューチャーフロンティアーズ	保育	0	5	フロンティアキッズ
㈱ジャンボコーポレーション	その他(物流)	0	5	ピノキオ幼児舎(フランチャイザー)
京急サービス㈱	鉄道	0	4	京急キッズランド
㈱アルファコーポレーション	保育	0	3	キッズスクウェア
テンプスタッフ㈱	人材派遣	0	3	ピュア・テンプ
相鉄アメニティライフ㈱	鉄道	0	1	そうてつ保育園
㈱こどもの森	保育		80~90	プチ・クレイシュ

(資料) ホームページ等をもとに日本総合研究所作成
(注) 2013年1月現在。

ケース、介護・家事サービス会社、鉄道会社などが保有不動産の活用の観点から参入するケース、乳幼児の商品を販売する会社など、多様である。保育を専門にしている会社では、ベビーシッター、幼児教室、学童保育、児童館、保育士の研修、コンサルティングなど、関連する業務を多角的に展開するケースもある。保育所を設置・運営する会社の統合や売却なども行われている（注20）。

また、注力している分野も、会社によってかなり異なっている。認可保育所を中心に運営しているケースと、認可保育所ではない地方単独保育施策に基づく保育所を中心に展開しているケース、あるいは公的補助を受けない認可外保育施設の比率が高いケース（注21）、事業所内保育施設を中心に展開しているケース（注22）などがある。

なお、株式会社が展開する保育所には、多くの場合、共通の名称が使用される。表で挙げた株式会社40社のなかで、共通の名称を使用していないのは2社のみである。そして、フランチャイザーとして、複数の会社が保育所に共通の名称を使用している例もある。同じ名称を使用している保育所では、保育士が同じユニフォームを着ていたり、園舎のデザインが統一されていたり、共通のロゴが掲げられていたり、テーマソングを持つ会社などもある。社会福祉法人は一法人が一施設を運営することが多いことから、こうしたことも、株式会社と社会福祉法人の違いとなっている。

そのほか、株式会社の保育分野へのかかわりとしては、直接保育所を運営するのではなく、保育所の設置を促進する動きがある。例えば、JR東日本では、子育てをしやすい沿線の実現という観点から、駅の近くに保育園50カ所、学童保育施設2カ所、事業所内保育所4カ所を誘致しており、100カ所までの拡大を目指している。保育施設は直営ではなく、事業主・行政・JRが一体となった三者連携の取り組みである。また、第一生命保険㈱は、保有ビルに保育所を誘致することで待機児童解消を目指す取り組みを2012年4月にスタートさせており、全国で待機児童の約1割に相当する2,500人の収容を目指すとしている。そのほか、日本興亜損害保険㈱は、社会貢献活動の一環として、一般財団法人を設立し、認可保育所（日本興亜スマイルキッズ江戸川橋保育園）を2011年6月に開設している。

株式会社が参入する経緯としては、保育ニーズの高まりを背景に、ビジネスチャンスとして新規に会社を立ち上げるケースのほか、こだわりのある保育内容を実践したいという思いから参入するケース、社会貢献活動として取り組むケース、あるいは既存の商品やサービスの売り上げ増につなげることをねらいとした動きも多いことがうかがえる（注23）。保育所の名称に、企業名を掲げる事例も多く見られ、広告・宣伝の一翼を担っている側面もある。

(4) 株式会社参入による保育の量的拡大の効果

株式会社参入の影響としては、前述の通り、株式会社が待機児童解消に大きな役割を果たしてきたことがうかがえる。待機児童を公立園で解消する場合、財政状況が厳しいなかで公務員を大量に増やすことに合意は得にくい。社会福祉法人の場合、法人設立には資産などについて一定の要件が課され、設立のハードルが高く、また既存の社会福祉法人も、一部に複数園を大規模に展開する法人もあるが、これまで行政により一法人一施設の指導が行われてきた経緯もあり、短期間に複数の施設を増やすことは困難である（注24）。株式会社は設立が容易であり、資金調達もしやすく、またすでに他の事業を展開している会社であれば、経営の効率化、利用者のニーズへの対応、事業拡大のノウハウを保育事業に生か

すことができる。短期間に保育所の量的な拡大が求められていることを考えれば、株式会社の参入は保育の量的な拡大を実現するうえで、必要不可欠といえる。

しかし、一方で、株式会社の参入に対しては一般に根強い不安があることも事実である。主な不安材料としては、第1に、保育の質に関すること、第2に倒産した場合の問題、第3に公費が経営者や株主の利益として使われることに対する批判がある。

(5) 保育の質への影響

第1の保育の質に関しては、一つには、利益を出すために保育士の配置人数を減らしたり、保育士の給与や教材費が抑えられるのではないかと、という不安が挙げられる。実際、過去、株式会社がチェーン展開する認可外保育施設で、スペースや人員配置が不十分で、死亡事故が続いた事例なども報道されている（注25）。しかし、これは株式会社の保育所といっても、国の基準を満たしていない、公的な補助金も得ていない認可外保育施設の事例であり、現在進んでいる認可保育所への株式会社参入とは分けて考える必要がある。認可保育所の場合、施設や保育士の配置などについて社会福祉法人などと同じ基準を満たす必要があり、また補助金を得られるため、切り詰めなければ赤字になるような経営状況ではない。

認可保育所運営会社のなかには、子ども関連商品の販売会社や学習塾などの教育関連会社からの参入も多いが、これらは既存の事業のノウハウを保育事業に活用できるメリットもある。また、大規模に展開している株式会社の場合は、食材や教材を一括購入することでコストを削減できたり、保育士の採用や研修といった事務も一元化することで効率化でき、そうした効率化によって新規施設の設置や保育の質の向上を図ることもできる（注26）。複数の施設がある場合、転勤によって保育士の長期的なキャリア形成が図れるというメリットや、人間関係にもとづく離職を配置転換により防ぐことができるなどのメリットもある。

また、認可外保育施設についても、子ども・子育て関連3法により、今後は市町村の認可制となり、教育・保育給付として補助金が見通しである。認可基準や補助金の水準は今後検討されるが、少なくとも届出だけで誰でも運営できる状況とは大きく変わる事となり、質の向上が図られる見通しである。

そもそも、保育の質に関しては、株式会社についてのみ問題視されるべきではなく、公立園や社会福祉法人園であれば保育の質はよいという見方も一面的である。

社会福祉法人であれば保育の質が保たれるという見方に対しては、東京都の社会福祉法人に対する指導検査では、会計・経理事務処理、理事会の開催などに関し、約3分の1に改善すべき事項が指摘されている（注27）。昭和26年の社会福祉事業法の施行により制度化された社会福祉法人は、民間篤志家や慈善事業家による創設のほか、個人・企業が土地や財産の有効活用を目的に創設したものが多い。東京都の指導検査では、創設者が自己の資産を寄附により提供し、その家族が理事長、施設長等に就任し、法人が私物化されている例や、過大な設備投資で事業存続自体が困難になっている例なども指摘されている。過去には社会福祉法人の認可保育所での死亡事故に対して、法人が損害賠償を求められた例もある。

こうしてみると、株式会社の保育所に対する批判は、個別の事例をもとにしたものが多く、公立園、社会福祉法人園も含め、設置主体別の保育の質の検証は行われていない。厚生労働省の統計では、2011年度に報告のあった認可保育所における死亡事故や重篤な事故が、公立園、社会福祉法人園、株式会社園等、どの設置主体で起こったものなのかさえ確認することができない。

保育の質に関するもう一つの懸念としては、株式会社の保育所では、親のニーズへの対応が重視されがちであることから、保育時間が長時間化するなど、子どもにとって望ましくないケースが増えることもある。延長保育や一時保育の実施率は民営保育所の方が公営保育所より高くなっている（注28）。ここで言う民営は主に社会福祉法人であるが、株式会社の場合も付加的なサービスの実施は収益源にもなることから、さらに実施率が高まる可能性が考えられる。付加的なサービスは親の満足度を高めることにつながるものの、そのことは必ずしも子どもにとってプラスになるとは限らない。親のニーズへの対応を進めていくことで、親が親として成長していく機会が奪われることを問題視する指摘もある（注29）。

子どもの能力向上が、わが国の幼児教育・保育分野の重要課題であることを考えれば、株式会社の参入が保育の質にどのような影響を及ぼしているのかの検証が不可欠である。さらに、株式会社の参入が保育の質の低下につながらないようにするために、どのような制度的な対応が必要かについても検討が必要である。

(6) 倒産のリスクの問題

第2の倒産に対する懸念については、株式会社の場合は大規模に展開するケースが増えることから、倒産した場合に多くの園児が行先を失うというリスクがある。実際、2008年に都内、埼玉、神奈川を中心に29カ所の保育所を設置・運営していた株式会社（注30）が、資金繰りの悪化で倒産し、約300名の園児に影響が出たケースがある。この会社は、認可保育所や東京都認証保育所も運営していたことから、株式会社参入を見直すべきとの意見も出たが、認可や認証の際に負債残高など財務状況の確認が不十分であったとの問題も指摘されている。

確かに、大規模に展開している株式会社が倒産した場合の影響は大きいですが、こうしたケースでは、他の会社に事業が譲渡されれば、園自体は存続することが可能である。さらにいえば、サービスの質が低い事業者が市場からの撤退を促されることは、利用者にとって決して悪いことではない。むしろ、サービスの改善に努力を重ねないまま事業を続けられることは、利用者にとってデメリットである。

こうしてみると、株式会社の参入に関しては、保育の内容に関する検証とあわせて、今後は財務面での健全性をチェックすることも必要であり、さらに倒産した場合の対応の在り方についても考えておく必要がある（注31）。事業の存続が困難となるケースは株式会社に限らず、社会福祉法人でも報告されている（注32）。

(7) 公費の適正な使い方

第3に、公費が株式会社の経営者や株主の利益に回ることを問題視する見方がある。これについては、前述の通り、認可保育所や東京都の認証保育所などの地方単独保育施策では、提供する保育サービスに

ついて一定の基準を満たすことが求められており、保育料にも上限が設定されている。子ども・子育て関連3法でも、教育・保育給付の水準は公定価格によって定められることとなっており、法外な高い保育料の設定などにより、株式会社の経営者や株主が多くの利益を得られる仕組みとはならない見通しである。

他方で、より充実したサービス提供を欠く可能性も指摘されていることから、新制度では一定の要件のもとで、市町村が定める額に上乗せして徴収することができるしくみが組み込まれた。上乗せ徴収については、まず、教育・保育給付の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、国が対象範囲と上限額を定め、さらに低所得者への補足給付を行うかたちで認めるとしている。また、学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には費用徴収が可能としている。さらに、市町村および社会福祉法人以外の主体が設置する施設については、上乗せ徴収の理由および額を開示し、低所得者については徴収を免除することを条件に、実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを認めるとしている（注33）。このように、株式会社は新制度において、学校法人同様、保育料設定について一定の自由度が認められる見通しであるが、それには様々な条件が課されている。

そのほか、株式会社には、社会福祉法人では原則非課税となっている法人税、市町村民税、都道府県民税、事業税等が課税されていることや、前述の通り、社会福祉法人に認められている施設整備費補助が受けられないことなどの制約も課されている。施設整備費の補助金については、新制度では基本的に廃止されることとなっており、整備費用と減価償却費の全国的な状況をふまえて、その一定割合に相当する額を組み込む形で教育・保育給付額を設定し、施設整備の際に必要な資金調達については、政策的な融資によって支援する方向が示されている。施設整備費補助金を廃止し、給付に組み込むことにより、株式会社が参入しやすくなることは評価できるが、一方で、法人が解散した場合に、公費補助を得て整備した施設が、社会福祉法人では他の社会福祉法人もしくは国庫に帰属するのに対して、株式会社では株主のものとなるという問題も生じる。真にイコールフットイングとするためには、株式会社に対しても、事業から撤退する際に、公費補助により整備した施設の返還を求めることなどの検討も必要である。

東京都の報告書（注34）では、社会福祉法人のなかにも、組織、財務、事業等に重大な課題を抱えている法人もあり、都が指導を繰り返しても、現行の法制度では十分な対応ができず、改善が進んでいない事例、改善が困難な事例があるとしている。財務省が行った有料老人ホームに関する調査（注35）では、一施設当たり平均3億円の内部留保があり、内部留保が多額の施設ほど、利用者負担軽減事業の実施率が低いことや、内部留保額上位の施設のなかには、多額の有価証券を保有している施設があったこと、会計処理が不適切であるとみられる施設も散見されたことが指摘されている。そして、今後の改善点・検討の方向性として、社会福祉法人の財務諸表等については、ホームページ等での公表を義務付けるなど、透明性・公正性を高めるべきだとしている。公費が適切に使われているかについては、すべての法人形態を対象に議論する必要がある。

（注19）自治体によっては、公設民営化が進んでいるところもあり、例えば東京都三鷹市では、認可保育所31園のうち、12園が市立、12園が私立、7園が公設民営で、公設民営園の過半数を占める4園を株式会社が運営している。

（注20）例えば、アートチャイルドケア(株)は、2010年に(株)コティ、(株)グレース、アートコーポレーション(株)が統合したものである。

- 2012年には東京電力が、保育事業等を行う子会社（東京リビングサービス㈱）を㈱日本ゼネラルフードに売却している。
- (注21) 例えば、㈱タスクフォースは、認可保育所0、地方単独施策6に対して、事業所内保育施設以外の認可外保育施設が30となっている。
- (注22) 例えば、事業所内保育施設に関して、㈱サクセスアカデミーは150を超える運営実績、ビジョンハーツ㈱は約160カ所の運営実績があるとしている（各社HPによる）。
- (注23) 教材として、保育所を運営している会社の出版物や備品などが使用されているケースや、家事サービス会社が、家事サービスと保育サービスをセットで販売することで、家事サービスの利用促進をねらっている事例、小学校受験・幼稚園受験の幼児教室が長時間保育事業を行うことで、幼児教室の利用を促進するケースなどがある。
- (注24) 社会福祉法人経営研究会〔2006〕によれば、従来型の社会福祉法人の経営は、①施設管理中心、法人経営の不在、②事業規模零細、③再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提、④画一的サービス、⑤同族的経営、に特徴付けられるとしている（「一法人一施設モデル」「施設管理モデル」）。
- (注25) 全国に約60の認可外保育施設を展開していた株式会社ちびっこ園で、20年間に20人もの乳幼児が死亡する事故があり、2003年に経営者に有罪判決が出た例などがある。
- (注26) 例えば㈱日本保育サービスでは、首都圏に社員寮を設け、地方で保育士を採用し、待機児童の解消を目指しているほか、すべての施設の給食で会社が契約する農家のお米が使われたり、会社として抱える体操、英語、リトミックなどの講師が各施設を巡回するなど、運営の効率化が図られている。
- (注27) 東京都社会福祉法人経営適正化検討会〔2011〕による。
- (注28) 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書」2008年5月による。
- (注29) 長田〔2013〕。
- (注30) ㈱エムケイグループ。
- (注31) 横浜市の認可保育園を設置・運営する企業が、4年余りで保育事業から撤退し、別の大手企業に事業が譲渡されたケースでは、市が前払いしていた運営費の返還を求めているが、回収できていないと報じられている（『週刊東洋経済』2012年1月21日）。倒産した際は、他の事業者への引き継ぎに加え、補助金が返還されないという問題も生じる可能性がある。
- (注32) 東京都社会福祉法人経営適正化検討会〔2011〕によれば、利用者を過大に見積り設備投資した例や、採算を度外視した人員配置や備品購入などで運転資金が逼迫した例、理事長が兼務している別の企業の経営悪化で社会福祉法人の資金が流用される例などが紹介されている。
- (注33) 上乗せ徴収については、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（2012年3月2日少子化社会対策会議決定）による。
- (注34) 東京都社会福祉法人経営適正化検討会〔2011〕。
- (注35) 財務省「平成24年度予算執行調査の調査結果の概要」。

4. 他の先進諸国における幼児教育・保育分野への株式会社参入の動向

これまで、わが国における保育分野への株式会社参入の動向を見てきた。保育の量的拡大を進めるうえで、株式会社を活用していく必要があると考えられるが、子どもの能力向上や幼保の所管省庁の一元化に課題があることがうかがえる。

そこで次に、同様の課題を抱える他の先進諸国において、①各国では幼児教育・保育分野に株式会社がどのようなかたちでどの程度参入しているのか、②株式会社参入に関して、どのような効果や問題が指摘されているのか、③株式会社の参入に関してどのような制度的な対応がなされているのか、について見てみたい（注36）。

(1) 幼児教育・保育分野への株式会社参入の類型

他の先進諸国においても、近年、保育所の量的拡大の要請に対応するかたちで株式会社が設置・運営する保育所が増えている国が多い。株式会社参入の状況を見ると、参入の度合いにより、おおよそ次の三つのグループに分けることができる。

第1のグループは、公的な関与が極めて限定的で、一般のサービスと同じように、株式会社が保育所を自由に設置・運営でき、利用者が市場でサービスを購入する国で、アメリカや2005年の改革後のオラ

ンダなどがこれに当たる。

第2のグループは、運営の基準や保育の質のチェックなど、保育に関する公的な関与は一定程度あるものの、保育が民営を中心に提供されており、株式会社が非営利組織とともに保育サービスを担っている国で、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ドイツなどがこれに当たる。

第3のグループは、保育は公立が中心だが、保育の量的拡大や保育の多様化の観点から民営化を進めるなかで、株式会社が参入している国で、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フランスなどが挙げられる。

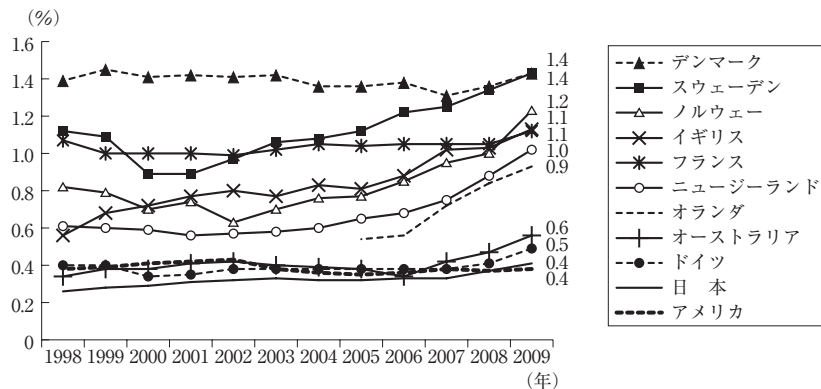
わが国では株式会社の参入に関して、アメリカを参照し、保育が市場化され、保育料を払える家庭だけが質のよい保育所を利用でき、格差が生じるとの懸念が指摘されることも多いが、株式会社の参入に

(図表5) 幼児教育・保育分野の所管省庁

国名	所管省庁
アメリカ	州によって異なるが、おおむね3歳以上を対象とする教育施設と、0歳からを対象とする保育施設に制度が分かれ、所管も異なる。
オランダ	4歳以上は教育文化科学省 (Ministry of Education, Culture and Science)、4歳未満は社会雇用省 (Ministry for Social Affairs and Employment) が所管。義務教育は5歳からだが、4歳になった日から無償で学校に通うことができる。
オーストラリア	2007年より教育・雇用・職場関係省 (Department of Education, Employment and Workplace Relations) が学校とともに一元的に所管。2007年までは、幼稚園などの幼児教育施設は教育科学訓練省 (Department of Educational Science and Training)、それ以外の保育サービスは家族・地域サービス・先住民省 (Department of Family, Community services and indigenous Affairs) と所管が分かれていた。
ニュージーランド	教育系と福祉系のサービスが異なる省庁で所管されていたが、80年代後半に行われた大規模な教育改革により、教育省 (Ministry of Education) で一元化された。
イギリス (イングランド)	教育系と福祉系のサービスが異なる省庁で所管されていたが、1998年に保育所の所管省庁を社会保障省から教育雇用省 (Department for Education and Employment) に移すことで一元化、2001年からは教育技能省 (Department for Education and Skills)、2007年からは子ども・学校・家族省 (Department for Children, Schools and Families)、2010年からは教育省 (Department for Education) が所管。
ドイツ	3歳未満対象の保育所と3歳以上対象の幼稚園、保育所・幼稚園・学童保育が一体化した施設があり、連邦レベルではすべて連邦家族省が所管。ただし、具体的な権限は各州にゆだねられており、16州のうち6州は教育担当省が所管。
ノルウェー	子ども家族省 (Ministry of Children and Family Affairs) で一元的に所管されていたが、2006年から教育研究省 (Ministry of Education and Research) が所管。
スウェーデン	保健・社会事業省 (Ministry of Health and Social Affairs) で一元的に所管されていたが、1996年から教育科学省 (Ministry of Education and Science、現在は教育研究省 (Ministry of Education and Research) が所管。
デンマーク	家族消費者庁 (Ministry of Family and Consumer Affairs) が所管していたが、2011年から子ども教育省 (Ministry of Children and Education) が所管。
フランス	3歳以上 (自治体によっては2歳以上) の子どもは、国民教育省所管の学校教育体系に位置付けられる幼稚園に無償で通うことが保障されており、それ以外の部分をカバーする保育施設・サービスについては、保健雇用労働省が所管。
日本	幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と所管が異なる。

(資料) 各種資料を基に日本総合研究所作成

(図表6) 幼児教育・保育分野への公的投資の対GDP比の推移



(資料) OECD Social Expenditure Database 2012

は、このように多様なカタチがあり、わが国の現状は第2もしくは第3のグループに近い。そこで、前掲の10カ国における株式会社参入の動向、株式会社参入の評価と政策的対応について見てみたい。

なお、各国の幼児教育・保育制度についておおまかに確認しておくと、多くの国では、幼児教育・保育制度が学校担当省庁により一元的に所管されている（図表5）。

幼児教育・保育分野への公的投資の対GDP比を見ると、わが国は0.4%とアメリカと並んで最も低い水準にあり、多くの国ではここ10年ほどの間に公的投資が増加していることがうかがえる（図表6）。

(2) アメリカ

①株式会社参入の動向

公的な関与は限定的であり、連邦政府はリスクがあると考えられる子どもに対するサービスに限って出資を行っており、市場型ビジネスが0～4歳の乳幼児のケアと教育プログラムの大部分を提供している。保育料は、親が全額負担している場合も多いが、平均すると家庭が60%、連邦政府が25%、州や地方政府が15%である。

②株式会社参入の評価と政策的対応

施設の大半が州の認可を受けているが、認可の基準に大きなばらつきがあり、3分の1の州では基準が非常に低いために、子どもたちの身体的安全と健康が脅かされている状態にあるとの指摘がある。保育の質はとくに0～3歳で低いとされる。また、低所得家庭の在籍率が高所得家庭と比べて非常に低く、5歳未満の子どもの2割が貧困状態にあるなど、格差の問題も深刻である。公教育制度以外で乳幼児期に携わる職員の社会的地位は低く、離職率も非常に高い。ただし、職員と子どもの数の比率の規定を厳しくするなど、規制を強化する動きや、公的な財源を増やす動きなども報告されている。

(3) オランダ

①株式会社参入の動向

2005年施行の保育法により、保育に関する公的な補助が、施設給付から個人給付に変わった。もとは自治体がサービス供給者に出資する制度であったが、現在は親がいったん保育料を全額負担し、その費用の一部が税額控除や雇用主の補助（注37）というカタチで戻る仕組みである。これにより、もとは非営利組織が中心であったが、最近では営利企業の施設が急増している。

②株式会社参入の評価と政策的対応

改革の効果としては、整備状況が自治体ごとに異なっていた状況が改善され、補助金も公平な制度となったことや、保育サービスの量的拡大が進んだことが挙げられる。施設数は2003年の1,200カ所から、2008年には1,800カ所以上に、5年間で50%の増加となった。ただし、2008年の待機児童は約31,000人とされ、施設の整備は追い付いておらず、そのため親の自由な選択は限られている。

改革の当初のねらいは、保育の市場化により、親のニーズに合った多様な保育が提供されることや、施設の運営がより効率的になることにあった。しかし、保育の量が不足している状況においては、施設の側が保育の質を下げたり、保育料を高くする可能性がある。また、保育は一般の商品やサービスとは異なり、子どもが通える距離に限界があり、子どもが新しい環境に適應することも難しいなど、不満が

あるからといってすぐに別のサービスの利用に切り替えることは困難である。

このため、こうした施設側に有利な状況を改善するため、新しい保育法では、すべての施設に親の会を置くことを求め、親の会に施設の運営を監視する役割が期待されている。保育の質や安全に関すること、保育の開始・終了時刻や料金などについて、親の会は意見を出せることになっている。これは、親に利用する施設を変える（switch）だけでなく、利用している施設が改善されるように発言（voice）する権利を制度的に保障したものである。

新しい保育法では、親の選択肢を広げるために規制が緩和され、国レベルでの基準がなくなったが、これは施設運営者が自己責任で基準を作成するという考え方である。この施設ごとの基準も、親の会との契約により自己制御することとなっている。

なお、保育の質については、この改革により低下したとされるが、これについては施設数の急増に対して、資格のある保育士の確保が困難であったためとの指摘もある。

(4) オーストラリア

①株式会社参入の動向

保育はもともと非営利組織により担われていたが、1991年に政府が営利企業に対しても補助金を出す改革を行った。この背景には、営利企業のサービスを受けている家庭が補助を得られないのは不公平であるとの指摘や、営利企業の方がより少ない費用で質の高い保育を提供できるとの議論があった。これにより、1991年には52%であった施設保育に占める非営利組織の割合は、1998年には27%となり、2005年には70%以上が営利企業によって運営されている。また、2000年に上場した株式会社（ABC Learning）が、わずか5年で保育所の25%を保有するまでに拡大するなどの動きも見られた。

②株式会社参入の評価と政策的対応

保育に対する補助金は、設置主体を問わず、一定の基準を満たしているとの認証（QIAS：Quality improvement and accreditation system）を定期的に受けている施設利用者を対象に、所得に応じて支払われる仕組みとなっている。その点で営利企業と非営利組織の間で公平な仕組みとなっているが、実際には営利企業の場合は、保育士の人数や資格について最低基準ぎりぎりでの運営することで、施設数を増やす傾向が指摘されている。収入に占める職員に対する支出は、大企業では50%、小規模な営利企業では60%、非営利組織の場合は80~85%であるとの調査結果も報告されている。

株式会社の参入に対して、従来、最低基準を上回る職員を配置するなど、質を重視してきた非営利組織は、株式会社の保育所より高い保育料を設定するか、質を下げるかの選択を迫られる状況となっている。また、営利企業は所得が高い地域に進出する傾向があり、収益率の低い2歳以下の対応には積極的でないことなども指摘されている。そのほか、質のチェックが2年半ごとで不十分であるとの指摘もある。

オーストラリアの保育市場の2割を占めるまでに勢力を拡大した株式会社（ABC Learning）は、アメリカ、イギリス、ニュージーランドにも進出し、4カ国で2,250施設を保有する世界最大の保育所運営会社となったが、2008年に経営が破綻した。有利子負債に依存した急速な拡大路線に、世界的な金融危機が追い打ちをかけたとされる。株式会社の参入が問題というより、政府がこうした不安定な経営状

態を放置してきたことに問題があるとして、保育料の規制や運営主体の会計に関する監査の強化を求める指摘もある（注38）。

政府は、倒産後の施設の運営を維持するために2,200万AUDを投じたこととされ、公費が株主への配当や倒産後の処理に使われたことに対する批判が強まった。このため、政府は施設の引き受け先として非営利団体を希望し、多くの施設は非営利組織（Goodstart）に引き継がれることとなった。

株式会社参入に関するそのほかの問題点としては（注39）、ある地域では、66の保育施設のうち44が営利企業の運営となっており、営利企業の70%は保育チェーンの会社によるもので、それらは画一的なサービス（one size fits all）の提供に終始し、それぞれの地域のニーズへの対応には無関心であるとも指摘されている。株式会社の参入は、選択肢の拡大を目指していたはずだが、地域に一つの会社が運営する保育所が複数あり、実質的にその会社の保育所しか選択肢がないという状況も生じている。大規模チェーンの場合、教材や備品、食材などを一括購入で安く仕入れることが重視されるため、地元からの購入が減り、地域経済の発展には貢献していないとの批判もある。

さらに、保育施設の利用者に関連会社の教材や玩具の宣伝をして、グループ企業の利益につなげることや、ロゴマークやスタッフのユニフォームなどの広報関連に多くの資金が投じられることに対する問題なども指摘されている。公立や非営利組織の保育所は公共の空間（public space）として認識され、その集団あるいはコミュニティの利益を目的としているのに対して、営利企業の保育所は個人の利益や効率的な運営が重視され、公益が重視されていないという批判もある。

なお、一般的に保育士は労働時間が長く、責任が重く、休みが少なく、保育計画を作成するための時間も十分でなく、給与水準も低い。このため、職員の離職率は高く、保育士の採用が困難であることなども報告されている。

(5) ニュージーランド

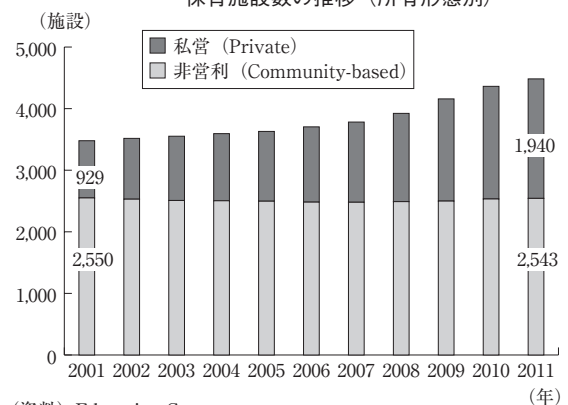
①株式会社参入の動向

1980年代後半に教育省で幼保の所管一元化を行った際、補助金については、一定の基準を満たした施設に対して、設置主体にかかわらず、子ども一人1時間当たりのレートに基づく補助金と、家庭の所得に応じた補助金が施設に対して支給される仕組みが導入された。これにより、保育施設の数が増したが、それは非営利組織ではなく、個人や株式会社など私営施設の増加によるものとなっている（図表7）。統計上、株式会社に限定した数字ではないが、個人や株式会社を含む私営の施設数が、2001年から2011年の10年間で1,000施設以上増加したのに対して、非営利施設はこの間全く増えていない。

②株式会社参入の評価と政策的対応

80年代の改革の背景には、保育所の質が悪く、

（図表7）ニュージーランドの幼児教育・保育施設数の推移（所有形態別）



（資料）Education Counts

子どもの教育の観点から、保育の質を改善する必要があったこと、保育所の不足で女性の就業率が低かったこと、緊縮財政の下で行政事務の合理化が求められていたことがある。公平な補助金制度に加えて、すべての幼児教育・保育施設は、国レベルの学校監査機関（Education Review Office）の監査を定期的に受け、そのレポートがホームページで公表される仕組みが導入された。また、すべての幼児教育・保育施設は、国の基準を満たす必要があり、共通の保育指針（Te Whāriki）に沿って運営されることとなった。こうした政策的対応により、株式会社などの私営施設により保育の量的拡大が達成された。一方、保育の質に関しても、株式会社参入は大きな問題とはなっていない。

ただし、営利企業による保育の増加に対して、営利企業は非営利組織と比べて、職員の配置などが最低基準に近くなる傾向があると指摘されており、保育の質向上の観点から、最低基準自体を引き上げるべきではないかとの議論も出ている。

なお、保育施設のうち、もともと教育省の所管となっていた幼稚園（教員主導の幼児教育施設）とプレイセンター（親のグループが運営する幼児教育施設）については、全国組織で共通の運営ルールを定めており、現在も非営利組織による運営が求められており、株式会社は参入していない。

(6) イギリス（イングランド）

①株式会社参入の動向

女性の就業率向上と子どもの貧困への対応として、保育サービスの増加に力を入れ、1990年代に保育所の定員は10万人から30万人に10年間で3倍以上に増加した。この増加を支えたのは私企業であり、公的なセクターのシェアは低下した。イギリスでは、民間によって提供されない場合に限って、自治体が保育を提供することとなっており、2005年には90%の保育所がビジネスとして提供され、7%が親のグループや慈善団体など非営利組織の運営とされている。

②株式会社参入の評価と政策的対応

ニュージーランド同様、幼児教育・保育施設は学校と同じように、すべての施設が国の学校監査機関（Ofsted）の監査を受ける仕組みとなっている。国レベルで職員の配置や保育所の面積などの基準も定められており、保育内容に関しても共通の指針（Early Years Foundation Stage）が定められている。このため、株式会社の保育所も、こうした基準や指針に沿って運営する必要があり、定期的に監査を受け、その監査レポートがすべてホームページ上で公開される。学校監査機関は、毎年、質がとくに優れている施設のリストも公表しており、そのリストに載った施設は、その旨をホームページで表示することができる仕組みとなっている。学校監査機関は、施設に対する利用者からの苦情も受け付け、評価に反映させることとなっている。

このように、イギリスでは保育の質のチェックに力を入れていることから、株式会社の参入自体は問題視されていない。大規模に展開する保育所運営会社では、他社の買収などを通じて規模を拡大していたが、トップ10の保育所運営会社の市場シェアは7.7%にすぎず、国を代表するような保育運営会社はない。その背景としては、すべての施設は国が定める基準を満たす必要があり、多くの利益が出ない仕組みとなっていること、保育サービスの質は保育士の資質によるところが大きいため、サービスの質を画一化してブランドとして展開することが難しいこと、一括購入や採用、広報なども、一定の規模に

なればメリットがあるため、それ以上に拡大するインセンティブがないことなどが指摘されている。

問題点としては、保育所の大半がビジネスとして運営されていることから、保育所が閉鎖されるケースも多く、職員の離職率も高い。こうした不安定さを背景に、近年、協同組合方式の保育所が増える傾向もみられる（注40）。協同組合方式とは、利用者や職員が出資のうえ、経営に参画し、利益は組合員に配分される仕組みである。

また、保育料の負担が高いことが問題として指摘されている。保育費用は6割を個人が負担し、公的な直接補助が1割、27%が企業による補助となっている。個人負担分の25%は税額控除のかたちで補助されている。

なお、2008年から2009年にかけて、保育所の定員が初めて減少に転じ、保育市場は成熟段階に達し、これまでのような市場の急拡大はないものと予想されている。

(7) ドイツ

①株式会社参入の動向

保育所（3歳未満対象）の利用児童数を、設置主体別に見ると、非営利団体が72%、公立が18%、営利企業が10%を占めている（注41）。一方、幼稚園（2歳以上8歳未満）の利用児童数の内訳を見ると、非営利団体が67%、公立が33%を占め、営利企業は1%未満である。一体化施設、学童保育も含めると、営利企業は利用者数の0.8%、施設数の1.6%である（2010年）。

②株式会社参入の評価と政策的対応

ドイツでは、民間のサービスが存在する限り公的なサービスは介在しないことになっており、とくに旧西ドイツでは多くが宗教系の公益法人により設置・運営されている。民間のサービスに対する補助金については、これまで当該事業者が「公益目的を追求していること」が要件となっていたため、営利企業は補助対象から除外されていたが、2004年の昼間保育拡充法による改正で、例外的に州法で補助要件を自由に定めることができるようになった。

ところが、営利事業者への助成が進まなかったため、連邦政府は2008年の児童助成法案に、営利企業を公益事業者と同一に扱うことを義務付ける規定を盛り込んだ。ただし、これに対して強力な反対があり、法案は「助成を受けることができる」という表現に修正された。こうした現状に対しては、質の確保を求めるのであれば、補助金の制限ではなく、別の規定によって行うべきとの意見もある。

各州は保育サービスのための基準を設けており、この基準は独立第三者機関である青少年福祉局によって監督されている。保育料は、従来、機関補助方式によって行われてきたが、近年、個人補助方式を導入する自治体が出てきている。保育料は、子どもの年齢、人数、親の所得によって段階がつけられており、施設の設置主体ごとに大きく異なっている。ただし、全般に親の負担はかなり低く、ドイツ全体の平均では保育コストの約14%となっている。

なお、1991年施行の「子ども・青少年援助法」により、幼稚園、保育所、学童保育はすべて子どものためのデイケアセンターとして位置付けられ、教育とケアの両方を提供することが求められた。これにより、幼稚園と保育所の区分が消滅し、学童保育も含め一体化された施設が増加している。また、3歳未満については、現在親が就業や学業などに就いている場合のみ利用できるが、2013年8月1日からは、

1歳以上であれば条件を問わず全員が利用できるようになることが法律で定められた。

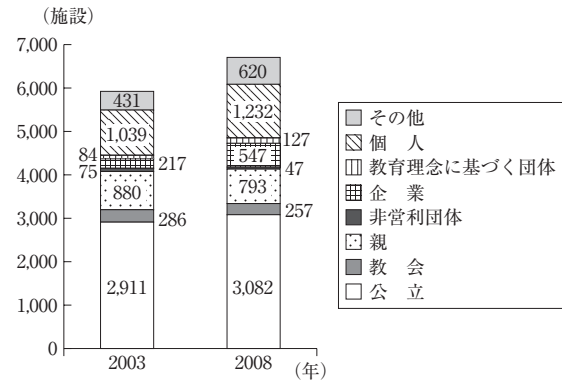
(8) ノルウェー

①株式会社参入の動向

保育所における私立の割合は、施設数で54%、利用している子どもの数では46%となっており、私立保育所のうち、企業によるものが施設数で15.1%、利用している子どもの数では21.2%を占めている(2008年)。

2003年から2008年の5年間に、公立が171カ所、私立が610カ所増えたが、私立保育所の増加分のうち330カ所は企業の保育所によるものである(図表8)。

(図表8) ノルウェーの幼児教育・保育施設数の変化(所有形態別)



(資料) Lloyd and Penn (2012) P.126

②株式会社参入の評価と政策的対応

私立保育所に対しては、株式会社のものも含め、公立と同水準の補助金が支給されている。私立保育所も、公立と共通の指針に基づいて運営することが義務付けられており、2004年からは保育料の上限も設定されている。

保育の質に関しては、自治体に保育所の認可権限と指導責任があり、すべてのサービスが登録され、自治体のチェックを受ける仕組みとなっている。また、保育内容に関しては、国レベルでの指針が1996年に導入され、2006年に改正されている(Framework Plan for the Content and Tasks of Kindergartens)。また、1995年と2005年の保育所法(Kindergarten Act)では、私立も含め、すべての保育所に親の評議会(parents' council)と親・教員・所有者協議委員会(coordinating committee)の設置を義務付けている。親の評議会は、すべての親が参加し、親たちの意見を集約するとともに、園との協力関係を促進する狙いがあり、協議委員会は、園の重要問題に関して親と教員が意見を表明する場となっている。

園の所有者は、園の運営に関する重要事項に関して、この評議会と協議委員会に諮らなければならない。親たちが会合、委員会、定期的な調査などを通して、保育の質をチェックし、改善を提案できる仕組みを導入することで、保育の質の維持・向上が図られている。保育の質に関する調査データによれば、公立か民間かによる大きな相違はなかったとされる。保育所法では、親だけではなく、子どもに対しても、園での活動に対して意見を表明する権利や、園の活動計画の作成や評価に関与する機会を与えるべきとしている。

ノルウェーでは1998年より、1、2歳児で保育所を利用しない場合、保育所への補助金相当の現金を、親に手当として支給する在宅育児手当制度(cash benefit scheme)が導入されており、親が自分で子どもの面倒を見るという選択肢に対しても、政策的に支援を行ってきた。しかし、保育の質が高まるにつれ、子どもにとって保育所に通うメリットが大きいと考えられるようになり、1、2歳児の保育所利用率は、2001年の37.7%から2010年には78.8%に、3～5歳児では80.1%から96.5%に高まっている(注

42)。政府の保育所に対する予算は、2000年の45億NOKから2006年には148億NOKに急増した。

こうした保育所利用率の高まりを背景に、2009年からすべての子どもに保育所を利用する権利が法的に保障され、一方、在宅育児手当は2012年より、手当の支給期間が23カ月から11カ月に短縮された。企業の保育所は、こうした保育所利用者の増加に大きく貢献してきたが、保育所の総数は2009年から減少に転じている。

(9) スウェーデン

①株式会社参入の動向

保育所は公立（自治体立）が中心だが、私立の保育所にも公立並みの補助金を出す制度が導入されたことで、株式会社を含む私立保育所利用者の数が増えている。保育所利用者の19%は私立保育所を利用しており、私立保育所利用者のうち、過去には親の協同組合方式が最も多くなっていたが、現在は営利企業が最も多く44%を占めている（2010年）。

90年代に自治体以外の経営主体の参入を認めた当初は、親による協同組合保育所やシュタイナー、モンテッソーリなどの特別な教育理念の保育所などの参入が想定されていたが、その後は営利企業による一般的な保育所の設置が増え、保育の量的な拡大は営利企業に支えられているかたちとなっている。

スウェーデンでは、小学校以上の学校教育に関しても、私立学校は公立並みの補助を得て、授業料無料で運営されており、株式会社の参入も認められている。私立学校に通う児童・生徒の割合は、義務教育で12%、高校で24%であり、私立学校の6割以上が株式会社によるものとなっている（注43）。

②株式会社参入の評価と政策的対応

株式会社の参入については、営利目的の企業が教育を行うべきではない、税金は教育目的のみに使用されるべきなどの批判があるが、株式会社の保育所は公立と比べて親の満足度が高いといった調査結果などもあり、支持されている。国レベルで学校監査機関（Swedish Schools Inspectorate）があり、すべての保育所は定期的に質のチェックを受ける仕組みとなっている。質に問題がある場合には、私立学校としての認可が取り消されることもある。

この学校監査機関のなかに、2006年に初めて子ども・学生代理人（Child and School Student Representative）が任命された。これは、保育施設や学校でのいじめや差別、不適切な処遇などをなくすことを目的に設置されたもので、親や子ども自身からの苦情を受け付けるとともに、保育施設や学校に改善を求めるなどの活動を行うもので、他国からも注目されている取り組みである。

保育料については、上限が設定されており、株式会社であっても高額な保育料を設定することはできない。このため、株式会社が大きな利益を出すことは難しいしくみとなっている。

なお、スウェーデンでは、私立保育所利用者のうち、営利企業に次いで多いのが親協同組合で、24%を占めている（注44）。営利企業の保育所にも公的な補助金が認められるようになったのは1992年からであるが、それに先立ち、1985年には親が経済アソシエーションを創設することができるようになり、公立並みの補助金を受けて保育所を運営することが可能になっていた。親協同組合保育所は、高学歴の親だけが参加できるとの批判や、労働組合運動、とくに地方自治体職員の組合は、親が保育所の経営者となることに対してあまり好意的ではないなどの問題も指摘されている。しかし、利用者の満足度は高

く、親の影響力、子どもたちの日常生活への参加、帰属意識などの点が評価されている。

株式会社の保育所では、親は保育サービスの消費者と位置付けられるのに対して、親協同組合保育所では、親は消費者であると同時に「共同生産者」となっている。親がサービスの生産にかかわることで、生産者と消費者の間で情報が共有され、生産者と消費者の間の信頼を生み出すのに役立つと評価されている。親の参加は、生産者の情報を把握できることから、保育の品質保証になるとの見方もある。

保育所のような対人社会サービスの場合、一般のサービスのように、不満があるからといって他のサービスに切り替えることは困難である。子どもが通える距離には限度があり、新たに保育士や他の利用者との関係を築くことの負担は大きい。保育サービスを、市場を通じて供給する場合の取引費用は、消費者、生産者にとっても、そして社会にとっても非常に高価であり、利用している施設からの「退出」よりも「抗議」を通じて質の改善を図ることが合理的であるとの指摘もなされている。

そのほか、スウェーデンでは労働者協同組合の保育所も、1991年末から公的な補助金が得られるようになった。保育士の満足度は、親協同組合保育所やボランティア組織と比べて、労働者協同組合で高いとの調査結果もある。労働者協同組合は、大規模な階層的官僚組織と比較して、保育士が自分の仕事に大きな影響力を持ち、方針決定に関与し、保護者と積極的に接し、労働環境を改善できるなど、保育士の労働生活の質の面で評価されている。ただし、株式会社との比較ができる調査は見当たらない。

(10) デンマーク

①株式会社参入の動向

保育所は約70%が公立、約30%が私立である。私立保育所 (independent day-care centres) は自治体の認可を受け、公立と同じ水準の補助を受けることができるが、非営利組織によって運営されている。営利企業の参入は、1990年から、私立保育所とは別の枠組み (private day-care centres) で、自治体の許可を得て、子どもの人数に応じた補助金を得て、保育所を設置する方法が認められたことで可能となった。この方法は、保育所の待機児童問題に対して、自治体が保育所を整備していくのでは限界があるため、より柔軟な方法として導入されたもので、主に親たちのグループが小規模な施設を開設することが想定され、営利企業が設置する場合は、事務管理部門や付加サービスでは利益を出してもよいが、保育サービスに関しては利益を出すことを認めないなど、利益に対して制限をかけたかたちで可能となった。

その後、2005年には営利企業の参入を促進する法改正が行われ、事務管理部門に加えて、保育サービスからも利益を出すことが認められた。また、保育料や入園の基準についても自由に決められることになった (注45)。

②株式会社参入の評価と政策的対応

保育所に関する責任は地方自治体にあり、自治体には必要な保育所の定員を確保し、サービスの質と教育内容を監督し、資金を提供する役割がある。保育の質に関しては、地方自治体の教育アドバイザーチームが、各施設の質改善に向けたサポートを行う。保育所の基準も、自治体ごとに決められている。このため、保育所の利用やサービスの質は、自治体による格差が大きくなっている。保育内容に関しては2004年に、すべての保育所に適用される教育カリキュラム法 (Law of Pedagogical Curriculum) が

施行され、これに基づき、施設ごとに独自の教育カリキュラムを作成することとなっている。

デンマークでは、1993年に、すべての保育所に親評議会（parent boards）の設置が義務付けられた。親評議会には施設の職員も参加するが、メンバーの大半は保育所を利用している親であることが求められている。親評議会には、保育所の活動に関する事、物品の購入や遠足の予算など会計に関する事、職員の雇用に関する事について権限が与えられている。親評議会のメンバーが、職員の採用面接に参加するケースなどもある。保育所の運営に関するこうした重要な事項が親評議会の上を承を得て進められる仕組みにより、保育の質の維持・向上が図られている。

2007年に社会サービス法から独立した保育施設法（Day-Care Facilities Act）では、子どもの環境影響評価（Child environment impact assessments）をすべての施設に義務付けている。これは、子どもの視点に立って、保育所の物理的な環境（部屋の使い方、屋外の遊び場など）、美的な環境（清潔さ、壁の塗装など）、心理的な環境（いじめ、保育士との関係など）を定期的に評価することとされ、施設はその内容をホームページで公表しなければならない（注46）。

保育所の教員のほとんどは、労働組合（National Union of Child and Youth Educators（BUPL））に加入しており、組合が賃金や労働条件に加え、保育の質の向上を目指して活動を行っている。

自治体との契約の下、補助金を得て営利企業が保育所を運営するにあたっては、保育コストの3割までしか保育料を徴収できないというルールがあるため、保育コストの範囲がどこまでなのかが問題となり、洗濯や送迎などは保育コストに含めず、企業が利用者と個別に契約することができる付加サービスとするなどの議論も行われている（注47）。

（11）フランス

①株式会社参入の動向

3歳以上を対象とする幼稚園はほとんどが公立であるが、企業内保育所・親保育所を除く保育施設については、集団保育所1,639施設のうち、市町村70.2%、非営利法人17.6%、営利法人1.2%であり、複合保育所（集団保育所に一時保育所が併設されているものなど）4,856施設のうち、市町村59.2%、非営利法人33.7%、営利法人2.8%となっている（2009年）。親保育所（crèche parentale）とは、親によって運営されている保育所で450カ所あり、企業内保育所300カ所より多くなっている（2009年）。

②株式会社参入の評価と政策的対応

株式会社の参入については、2003年の家族会議（首相が議長を務め、家族政策について検討する会議）において、営利企業へも政府の補助金を支給することが決定された。

乳幼児のサービスの許認可権限と監督責任は、国の機関である母子保護センター（Protection maternelle et infantile, PMI）にある。保育施設に関する共通のカリキュラムはないが、「施設計画案」を作成することが義務付けられている。

保育料に関しては、税額控除と家族手当金庫からの補助金があり、親の保育料負担は3歳未満児についてはコストの27%とされている。

（注36）以下、10カ国の状況については、主にOECD [2011]、Lloyd and Penn [2012]、Cleveland et al. [2007]、株式会社日本総

合研究所 [2012] の情報に基づく。

(注37) 雇用主は保育料の3分の1を負担することが期待されていたが、実際には負担しない企業も多かったため、2007年1月から雇用主の負担は義務化された。

(注38) Keane [2008]。

(注39) 以下の指摘はPress & Woodrow [2009] による。

(注40) The Co-operative Childcareは、2004年には6施設であったが、現在は49施設に増えている。

(注41) 齋藤 [2011]。

(注42) *Facts about education in Norway 2013*。

(注43) Croft [2010] P.8。

(注44) 以下、親協同組合保育所についてはベストフ [2007] による。

(注45) 2011年までにこの新制度により378施設ができたが、株式会社の割合については不明。

(注46) デンマークでは、家庭的保育を利用する子どもたちにとっても、より多くの子どもや大人との接点を持つことが望ましいとの観点から、自治体は家庭的保育者が集うための施設を整備している。これにより、子どもにとって、家庭的保育者が休暇を取る際、日常的に共に活動している他の家庭的保育者に預かってもらうことができ、子どもの負担が軽減されている。自治体は、家庭的保育者を教育面や事務管理面などでサポートするスタッフも配置している。こうしたきめ細かな制度的な配慮の背景には、子どもにとってふさわしい保育環境かどうかを評価する視点が存在することがある。

(注47) OECD [2000] p.57。

5. 今後求められる政策的対応

以上、10カ国について、株式会社参入の動向を中心に、幼児教育・保育制度の現状を見てきた。他の先進諸国においても、短期間で保育の量的な拡大を実現するにあたって、株式会社が大きな役割を果たしている点はわが国と同じであるが、わが国と異なる興味深い動きとして、①株式会社参入により懸念される保育の質を担保するための制度的な工夫が多くなされていること、②幼児教育・保育制度の所管を、学校を所管する教育関連省庁に一元化する国が多く、教育施設を株式会社が設置・運営している実態があること、③保育の量的拡大を進める際に、株式会社とあわせて、親協同組合方式を活用する国が多いこと、が挙げられる。以下、この3点をふまえ、わが国の幼児教育・保育制度における株式会社参入に関して、今後求められる政策的対応を提示する。

(1) 保育の質の向上を図る取り組みに関する検討

株式会社の幼児教育・保育分野への参入に関しては、他の先進諸国でも質の低下につながる懸念されている。非営利組織と営利企業の保育所を比較する調査研究なども見られ、営利企業の場合、最低基準ぎりぎりでも運営する傾向があること、保育コストに占める人件費の割合が低いことなどの指摘もある。一方で優良な株式会社もあり、逆に公立園にも問題のある園があるという考え方から、すべての保育所の質の向上を図る取り組みが検討されている。

わが国では、前述の通り、保育の質に関する議論が非常に少ないなか、保育の質向上に向け、あらゆる法人形態を包摂する制度的な対応について十分な検討が求められる。

他の先進諸国の動向を見ると、保育の質の向上を図る制度的な仕組みとしては、①保育所の設置・運営基準を高めること、②すべての保育所の質を外部機関が評価すること、③すべての保育所に親の意向をふまえた運営を義務付けること、の三つが注目される。

①については、量的拡大の要請から、最低基準を引き下げる動きも見られるが、最低基準が低いもしくはないアメリカの保育が多くの問題を抱えているように、最低基準は子どもの教育的観点からふさわ

しい水準が保たれるべきである。また、保育の内容に関する指針も重要である。株式会社の参入は、親のニーズに対応した保育を増やすことにつながる可能性が高いが、そのことが子どもにとってはマイナスとなる可能性も考えられる。子ども・子育て関連3法の議論では、幼保の指針を統合することも検討されていたが、総合こども園法案の取り下げにより、実現していない。子どもにとって何が望ましいのかを議論し、指針として共通認識を作っておくことも重要である。

②については、株式会社の参入が進んでいるイギリスやニュージーランドにおいて、学校監査機関が、すべての幼児教育・保育施設を定期的に監査し、その監査報告書がホームページで公開されているが、こうした取り組みは保育の質の向上につながるであろう。オーストラリアで保育所を運営し、海外にも進出していた株式会社が倒産した際、オーストラリア国内では株式会社批判が強まり、倒産後の引き受け手に政府は非営利組織を強く希望したこともあり、実際非営利組織に引き継がれたが、ニュージーランドの施設については、その後も別の株式会社に引き継がれている。これは、ニュージーランドでは、運営主体が何であれ、すべての保育所の質がチェックされていることから、株式会社批判につながらなかったものと推察される（注48）。

わが国における第三者評価の実施率は、前述の通り、幼稚園、保育所ともに1割に満たない。わが国においても、すべての幼児教育・保育施設の質が評価され、その評価結果を利用者も閲覧することができるような環境の整備が期待される。しかしながら、それには追加的な公的財源も必要となる（注49）。

そこで、③の方法にも注目すべきである。デンマーク、ノルウェー、オランダでは、すべての保育所に親の会の設置が義務付けられており、保育所の運営にあたって、親の会の意向をふまえないと法律で定められている。これは、保育が一般のサービスとは異なり、不満があっても他のサービスに乗り換えることが困難であるため、不満を訴える場を制度的に保障し、施設の運営をより利用者のニーズに沿ったものにすることがねらいである。

わが国では、幼児教育・保育施設において、父母会などが普及してはいるが、父母会は制度的に義務付けられているものではない。保育の質の向上にあたっては、親の会の設置を義務付け、そこに権限を付与するというコストのかからない方法によっても、一定の成果が期待できよう。

ノルウェーやスウェーデンでは、子どもが幼児教育・保育施設の在り方について意見を出せることを、制度的に保障している。わが国でも、親の会の設置に加え、子どもの意向を経営に反映させる仕組みも、検討が期待される。

(2) 株式会社立保育所を公的な幼児教育機関と位置付ける幼保一元化の検討

他の先進諸国では、近年、幼児教育・保育制度を、小学校以上の学校を所管する教育関連省庁の所管に移す動きが目立っている。わが国同様、教育系と福祉系のサービスがあり、それらが異なる省庁で所管されていたイギリスやニュージーランド、オーストラリアで、すべての幼児教育・保育施設が、学校を所管する教育関連省庁の下で、所管が一元化されたほか、スウェーデン、ノルウェー、デンマークでは、学校とは所管が異なっていた幼児教育・保育制度を、教育関連省庁の所管に移す改革が行われた。ドイツでも、州レベルでは、幼保小の所管が一元化されているところが3分の1を超えている。そして、これらの国では、学校担当省庁が所管する幼児教育・保育施設において、株式会社の参入が進んでおり、

株式会社が設置・運営する施設も公的な幼児教育機関と位置付けられている。

わが国では、子ども・子育て関連3法の議論において、総合こども園法案が廃案となった理由の一つに、法的に学校と位置付けられる総合こども園への株式会社参入に対し、教育関係者が強く反対したことがあった。しかし、多くの国では、株式会社が参入している保育所を、学校担当省庁が所管する公的な教育機関と位置付ける改革が行われ、結果として幼保の所管一元化が達成されている。わが国でも、学校教育への株式会社の参入を認めないとして、保育所を福祉系のサービスにとどめるのではなく、株式会社立も含め保育所を学校教育として位置付け、文部科学省で所管することを検討すべきである。株式会社立保育所を公的な教育機関と位置付けることで、長年の懸案であった幼保の所管一元化が実現でき、かつ幼児期からの一貫性のある教育施策の検討が可能となる。子どもの教育の観点から、保育の質の見直しにつながることも期待できる。

学校教育法では、株式会社による学校の設置・運営は認められていないが、幼稚園については「私立幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」とされており、小学校就学前に限定して株式会社の参入を認めることは、わが国でも法的には可能と思われる。

また、2012年12月の自民・公明の2党合意では、幼児教育の無償化を掲げているが、ここで言う幼児教育には、明らかに保育所が含まれている。つまり、幼児教育無償化という政策には、保育所を教育機関とみなす考え方が含まれているといえよう。そうであれば、小学校以上の学校を株式会社が設置することはできないという理由だけで、株式会社の参入が進んでいる保育所を児童福祉施設にとどめ、厚生労働省で所管する現在のやり方は不自然でもある。

ただし、子ども・子育て関連3法の議論では、学校教育と位置付けられる総合こども園への株式会社参入に対して、全日本私立幼稚園連合会に加え、全私学連合会からも強い反対が表明されていた（注50）。現行の学校教育法では、幼稚園以外の学校は学校法人のみが設置できると規定されていることから、当面は、小学校就学前に限定したかたちで、公教育機関への株式会社参入を認めることが妥当と思われる（注51）。また、ニュージーランドでは、非営利組織に限定される幼稚園と、株式会社が参入している保育所を共に教育省で所管する改革を行ったが、現在も幼児教育・保育施設の種類として、非営利組織によって運営されている幼稚園と、株式会社が参入している保育所という分類が残っている。わが国でも、当面はこうした分類を残しつつ、所管省庁を一元化する方法も考えられよう。

(3) 親協同組合保育所の可能性に関する検討

スウェーデン、ノルウェー、フランスなど、多くの国では、保育所が見つからない親たちが集まって、自ら保育士を雇用して保育所を運営する方式が見られる。そして、こうした取り組みを自治体が制度的に後押ししており、例えばスウェーデンでは、自治体が保育所が見つからない親たちにそうした方法を提案し、立ち上げに向けた情報支援を行い、立ち上がった保育所に対しては公立保育所と同水準の補助金を支給している。親たちが協同組合を組織する際の法人制度も整備されている。スウェーデンでは、現在私立保育所のうち、営利企業によるものが最も多くなっているが、営利企業の参入に先立って、親協同組合への公費補助が行われており、当初は私立保育所のうち親協同組合が最も多くなっていた。

わが国においても、親たちが保育所を作って自分たちで運営する、共同保育所と呼ばれる取り組みが

あるが、他国との大きな違いは、こうした方式の保育所に対して、制度的な支援がほとんどないことである。わが国では、2000年の保育所の設置主体制限の撤廃以前は、社会福祉法人でなければ認可保育所となることができず、補助金も支給されなかったため、共同保育所は認可外保育施設として補助が得られなかった。また、わが国では協同組合の法律が産業別・業種別・所轄官庁別の個別法制となっており、親たちが保育所を設置・運営する場合の適当な法人制度も整備されていない（注52）。自治体が、待機児童を抱える親たちに、協同組合方式の保育所の立ち上げを提案し、必要な情報支援と資金的な補助を行うといった動きも見られない。

親協同組合保育所は、親の出資金によって運営され、卒園して組合員を辞める場合には、出資金が戻る仕組みであり、資金調達がしやすい。加えて、親は保育サービスの消費者ではなく、共同生産者となることから、親の意向を反映した運営がなされ、親の満足度も高いというメリットも指摘されている。

わが国でも、こうした他国の動向をふまえ、保育の量的拡大の要請に対して、株式会社の参入とあわせて、親協同組合保育所の可能性についても検討すべきである。子ども・子育て関連3法により、今後小規模保育についても、市町村の認可制とし、教育・保育給付として補助を行うこととなっているが、小規模保育の設置・運営主体として、親協同組合方式が活用できる可能性は大きいものと思われる。親協同組合保育所が他の先進諸国に多く見られることについて、わが国ではほとんど注目されておらず、ましてや親協同組合保育所に関する法制度や立ち上げ・運営の実態について詳細が把握されていない。この点については、今後の研究課題としたい。

(注48) ニュージーランドの123園、6,400人は、株式会社（Kidicorp）に引き継がれた。この会社は、元の会社のトップダウンの経営から、保育士が権限を持ち協力し合う経営に変えることを目指しているとのことで、保育の質に対する意識が高いことがうかがえた。

(注49) ニュージーランドでは、学校監査機関の幼児教育・保育部分の予算として、9,708,000NZD（日本円で8億円弱）が投じられている（2010年度）。

(注50) 全私学新聞2012年2月23日「総合こども園への株式会社参入—全私学連合が反対の意向」。

(注51) ただし、公的な教育機関への株式会社参入は、イギリスなど、小学校就学前に限定されている国もあるが、スウェーデンでは小学校以上についても、株式会社の参入が進んでおり、イギリスでも目下、小学校以上の学校への株式会社参入が議論となっている。わが国でも将来的には同様の検討が必要となる可能性がある。

(注52) 多くの国では、すべての協同組合を統合した単一の協同組合法制だが、わが国は個別法のみが存在する（堀越芳昭「協同組合基本法の提案」協同総合研究所）。わが国と並んで個別法制であった韓国では、2012年に協同組合基本法が施行され、五人以上が集まって協同組合を自由に立ち上げることが可能となり、保育所を設置する例も見られる。

おわりに

本稿では、幼児教育・保育分野への株式会社参入について、他の先進諸国の動向を確認し、わが国において今後求められる政策的対応について検討した。これまで株式会社の参入に関しては、単純な推進と反対の議論が多く、参入の影響についての検証が不足しており、参入に伴う懸念を払拭するために必要となる政策もほとんど検討されていない。10カ国の株式会社参入に関する議論の蓄積に比べ、わが国では議論が極めて不十分である。

その背景には、公的財源の制約の下で、保育の量的拡大を優先する立場と、保育の質の低下は認められないとする立場が対立してきたことがあるが、わが国の社会保障制度における幼児教育・保育分野の課題としては、量と質のどちらも充実が求められている。他の先進諸国と比較して幼児教育・保育分野

への公的支出が極めて少ない現状をふまえれば、歳出・歳入一体改革の枠組みのもとで、この分野への公的支出を増やしていくことに向けた議論も必要である。株式会社の参入だけでは、問題は解決しない。

本稿では、株式会社の参入に関して、今後優先的に検討すべき政策課題として3点を提示したが、そのほかにも今後議論が必要ではないかと思われる論点も多くある。例えば、3歳未満の保育について、幼児教育の充実の観点から、ノルウェーやドイツで、親の就労の有無にかかわらず利用する権利を保障する動きが見られたが、3歳未満の教育をどう考えるかという議論がわが国でも今後必要と考えられる。それによって、保育の量的拡大のニーズはさらに高まる可能性があり、株式会社の参入にも影響が出よう。

そのほか、株式会社が親のニーズへの対応を進めることにより、一方では子どもの長時間保育が増えるなど、子どもにとって望ましくない影響が出る可能性があり、それをどう防ぐかという議論も必要となる可能性がある（注53）。また、株式会社の施設が広がっていくなかで、関連企業の教材の使用、保育所利用者に対する自社商品の宣伝、施設名に企業の名称を使用することなどが、公教育機関の在り方と照らして議論となる可能性も考えられる。株式会社が保育所に関して使用している「出店」「店舗物件」などの言葉に対する一般市民の違和感などもある。

株式会社の参入は、選択肢の拡大も目的の一つであるが、ある地域に一株式会社の保育所だけしか選択肢がないケースが生じる可能性も考えられる。突然の倒産を防ぐために、経営状態を事前に評価する必要性や、倒産した場合の対処の方法なども、今後検討しておかなければならない。本稿では、保育所を中心に議論したが、一方で、バイリンガル幼児園やスポーツ幼児園など、幼稚園の認可を受けない幼児教育施設を株式会社が展開する動きもあり、これらを制度上どう扱うかも議論が必要である。こうした様々な論点を無視せずに丁寧に議論していくなかで、株式会社参入に限らず、幼児教育・保育はどうあるべきかに関する検討が深まる可能性もあろう。

株式会社そのものに対する認識自体も、近年変化しつつある。営利を目的として、最低限の法遵守を行動基準とするのではなく、価値観にもとづき誠実に行動する倫理的な企業行動も増えつつある。こうした潮流もふまえつつ、株式会社の参入をわが国の幼児教育・保育制度の充実につなげる方策について、議論が活発化することを期待したい。

(注53) イスラエルの保育所に関する研究では、子どもの迎えが遅くなる親を減らすために、遅れた場合に罰金を取ることにしたところ、予想に反して親が遅れるケースが増えたという。これは、お金を払う仕組みにより、親は遅刻に後ろめたさを感じなくなり、お金を払ってサービスを受けていると考え、規範が変わってしまったためだとしている（サンデル [2012] p.96）。

参考文献

- ・池本美香 [2012]. 「保育の質を保障していくために」 後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』vol.103
- ・長田安司 [2013]. 『「便利な」保育園が奪う本当はもっと大切なもの』幻冬舎
- ・株式会社日本総合研究所 [2012]. 『諸外国における幼児教育・保育の現状や動向に関する調査研究報告書』平成23年度文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」
- ・齋藤純子 [2011]. 「ドイツの保育制度—拡充の歩みと展望—」国立国会図書館調査及び立法考査局

『レファレンス』2011年2月号

- ・ サンデル, マイケル [2012]. 鬼澤忍訳『それをお金で買いますか—市場主義の限界』早川書房。原著はSandel, Michael J. [2012]. *What Money Can't Buy: The Moral Limits of Markets*
- ・ 社会福祉法人経営研究会 [2006]. 『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会
- ・ 東京都社会福祉法人経営適正化検討会 [2011]. 「社会福祉法人の経営適正化に向けて」
- ・ ベストフ, ビクター A. [2007]. 藤田暁男・川口清史・石塚秀雄・北島健一・的場信樹訳『福祉社会と市民民主主義』日本経済評論社。原著はPestoff, Victor A. [1998]. *Beyond the Market and State: Social enterprises and civil democracy in a welfare society*, Great Britain: Ashgate Publishing Limited.
- ・ Cleveland, Gordon et al. [2007]. *Final Report: An Economic Perspective on the Current and Future Role of Nonprofit Provision of Early Learning and Child Care Services in Canada*, Canada : Childcare Policy Net.
- ・ Croft, James [2010]. *Profit-Making Free Schools: Unlocking the Potential of England's Proprietary Schools Sector*; Great Britain: Adam Smith Research Trust.
- ・ Keane, Bernard [2008]. “ABC learning collapse is a policy failure”, Australia: Crikey (<http://www.crikey.com.au/2008/11/07/abc-learning-collapse-is-a-policy-failure/>).
- ・ Lloyd, Eva and Penn, Helen [2012]. *Childcare Markets: Can they Deliver an Equitable Service?* Great Britain: The Policy Press.
- ・ OECD [2000]. *Early Childhood Education and Care Policy in Denmark—Background Report*.
- ・ OECD [2011]. 星美和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子訳『OECD保育白書』明石書店。原著はOECD [2006] *Starting Strong II: Early Childhood Education and Care*
- ・ Press, Frances and Woodrow, Christine [2009]. “The giant in the playground: investigating the reach and implications of the corporatisation of child care provision”, King, Debra and Meagher, Gabrielle, *Paid Care in Australia: Politics, Profits, Practices*, Australia: Sydney University Press.